

302.37  
H55  
⑦

文化政策  
イタリヤの



\*0000768000\*

3

0000768-000

302.37-H55ウ

イタリヤの文化政策

東又清・著

文松堂

昭和18

AAB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権  
第67条の規定に基づき、平成12年5月1  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

302.37

H55

⑦

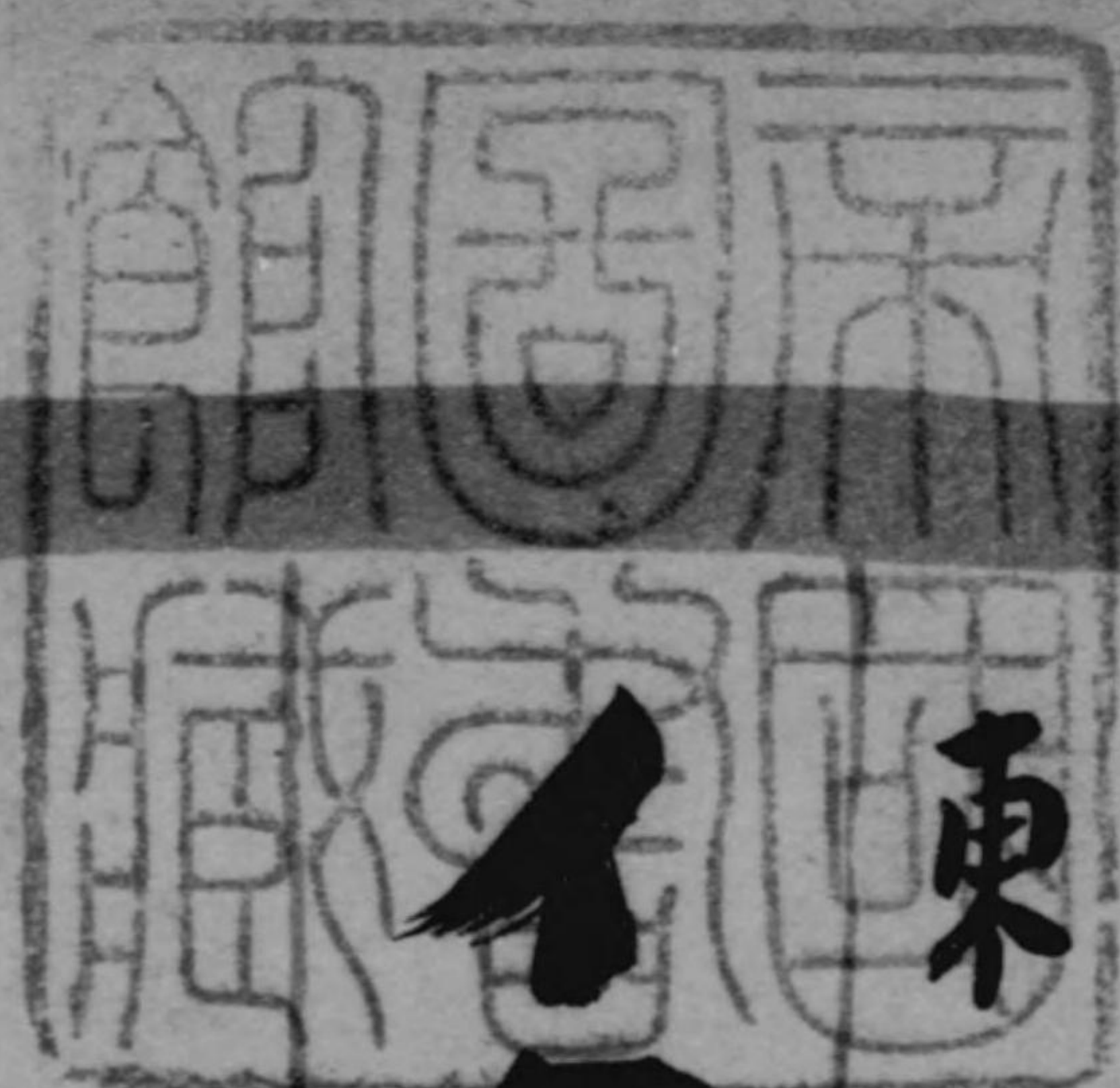
本

イタリヤの  
文化政策

東 又 清 著

5

302.37  
H55



東  
又  
清  
イタリヤの文化政策

東  
又  
清

文  
松  
堂  
書  
店



## 序

近代歐羅巴文化の母であつたといはれるイタリヤのことは、その文學に、音樂に、繪畫に、また彫刻に科學等に於いて貢獻せる事實はあまりにも世間周知の事實であるが、それが第一次世界大戰を前後に、政治的、社會的混亂に際し、イタリヤはその四圍的環境に自然支配されることとなつてからは、その中古より受け繼いで來た思想文化も、やがてウルバネジモ Urbanesimo 即ち都市集中主義に禍されて、一般社會は放縱な日常生活に流れ文學等に於いてもかかる描寫の横溢を免れなかつたのであつた。

しかし、一九二二年ファツシヨ政體の樹立後は階級闘争の醜惡な社會的疾患は艾除されて、從來の自由民主主義によつて建てられた資本主義に伴ふ惡徳は一切拭ひ去られることとなつた。この結果、必然的に頽廢的思想に迎合した文學的傾向が漸次明朗

な田園主義的なものと變り、悲慘にして憂鬱な生活描寫は快活な自然への融和と楽しい生活の叙述に變つたのである。

そして、あらゆる階級とあらゆる職業に屬する者に新しい信念と明日への希望とを與へることとなつたが、これは、實にファシズムの廣汎なその制度とその全體主義的な意思の動きによつて、後述するやうな文化施策や運動の賜物であることは勿論であるが、これはまたイタリアの民族的精神にも一新紀元を劃したといふべきであらう。

元來、イタリアに於ける自由主義の擡頭については、無論、フランス革命の影響はこれを否定し得るものではないが、これはイタリアがそれ自身で多分に潜在的に有してゐた民族的自覺から、スペインやオーストリア等の屈從的な支配から逃がれようとして努力し、殊に、法王領内に屬してゐた諸國がその暴政の桎梏から脱しようとした強い民族主義の現れから採つた主義であつて、この事はイタリアの愛國者や文人等の燃えるやうな情熱が悉く史實にも見るやうに祖國愛に基いてゐたことが雄辯にこれを物語

つてゐる。従つてこれは決してフランス革命そのものによる思想をその儘呑みにしてイタリアに移植したものでは無かつた。故にイタリアでは、フランス革命以前からイタリア人に芽生へてゐた民族それ自身の文化と自覺への復歸に對して、フランスの自由主義思想が一つの參考となつたまで、あつて、つまり、政治的形體の外皮としてこれを利用し得たものはあつたが、イタリア民族自身の心の底に流れる特殊な性格は依然としてその文化と共に存置して居たのであるが、この事はあまりにも一般日本人には感知されてゐない憾がある。

以上述べたことによつて、曾ては自由主義によつてその獨立を獲得したイタリアが、やがて時代の推移と四圍の情勢によつて翻然として覺醒し、當然、全體主義ファシヨ文化の建設によつて、古代ローマの傳統的精神への復歸も少しも奇とするに足らないのである。

さて、こゝに現代ファシスタ文化の政策を述べるに當つては、イタリアは如何なる民族精神の過程を辿つてこれを保持し來たつたか、かつ如何なる文化施設と文化運動を展開して居るかに主眼を置くこととしたのであるが、これには大略つぎのやうな分類項目に則つた。

先づ第一にファシスタの思想的淵源から解き起こし、次いでイタリア文化の特殊性とイルレデンティズモ（領土回復主義）の歴史的事由、國家革新による文教の再建、及び高度の民族文化保護の立場からラツツイズモ（民族主義）の問題に觸れ、さらにこれと不可分の關係にある人口政策を述べて、いよいよその國內宣傳と思想取り締および實際的な文化施設等の最後に對外文化宣傳工作与在外イタリア人の保護策を以て稿を閉ぢることとした。

昭和十八年三月

著者

目次

第一章 ファシズモの思想的淵源……………三

第二章 ファシスタ文化の特殊性……………一八

第三章 イルレデンティズモと歴史的事由……………三六

第四章 國家革新による文教の再建……………五三

    イ、宗教と政治の融和……………五三

    ロ、教育の改革とその制度……………六三

第五章 民族主義とその對策……………七三

目次

一

イ、シオニズムとマツソネリヤの関係……………七三

ロ、猶太人對策……………八一

**第六章 人口問題と保護施設……………九四**

イ、フアシズモの人口政策的意義……………九四

ロ、保護施設……………一〇五

ハ、出征者並に遺家族に對する保護策……………一二五

ニ、家族保護施設……………一三〇

**第七章 宣傳と文化施設……………一四三**

イ、思想取り締……………一四三

ロ、新聞統制……………一四七

ハ、ラデイオによる宣傳……………一五二

ニ、映畫宣傳……………一五三

ホ、文化宣傳協會……………一五五

**第八章 對外文化宣傳工作……………一六八**

イ、イヤリヤ文化の影響……………一六八

ロ、アフリカ經綸……………一七一

ハ、チユニスのイタリア人の地位……………一八三

ニ、アラビヤ政策……………一八八

ホ、南米とイタリア人……………一九二

**第九章 在外イタリア人の保護策……………一九六**



イタリヤの文化政策

## 第一章 ファシズムの思想的淵源

或る民族の有つ文化は、その民族を圍む自然とか、あるひは社會的生活のうちにおのづから或る種の形體を備へて來ることは理の當然であつて、しかもその文化はその時代の反映と見ることが出来る。

こんな意味に於いて、一九二二年十月のムッソリーニの政權獲得によるファッショ維新の偉業を契機として、イタリヤの文化もその時代的な雰圍氣のうちにファシスタ國家の持つ政體や制度、それからその社會施設の上に剛健な精神の香を漂はせることとなり、健實な歩調で興隆したことは當然であつた。しかもこれは聊かも國家の強權等によるものでは無くして、極めて自然的に何等外部からの強壓な力によるものでは無かつた。

さて、この改革の精神的基礎ともなつたものに就いては種々論議される處であるが、或ひはデオヴァンニ・ヂエンティレの獨乙理想主義哲學派の外來思想に基くものであるとか、亦は中世から近世にかけて政治的にスペイン、オーストリア、フランス等の支配を受け、殊に十八世紀末からはフランスの影響を受けた點を強調する人もあるが、これに就いては後章にフアシスタ文化の特殊性によつて述べることにしたが、兎も角、イタリアの獨立思想の歴史は中世紀末期にあつて、イタリアが分裂してその混沌たる社會的情勢に在つた當時、既にダンテやペトラルカ若しくはマキャヴェルリ等の提唱した中にこれを窺ひ知ることが出来る。さらにまたイタリア人と宗教的關係で複雑微妙な間柄にあつた歴代の法王ですらその獨立の事業に屢々加つたことも歴史に明かな事實である。

すなはち、ダンテはトスカーナ語を基本に地方語を採り入れてイタリア語の統一に寄與し、マキャヴェルリは暴政に喘ぐ「吾がイタリア Italia mia」によつて隷屬的イ

タリアの解放を希望し、フイレンツェのメデイチ家に求める處があつたけれどもこれは不幸にして果たし得なかつたのであるが、かく文藝復興 Rinascimento 前後の有識者によつてかやうに解放が叫ばれて來たにもかかはらず、當時は文人とか思想家の單なる憧憬のうちに悲しく終りを告げてしまつて實際的には政治上の表面に現れなかつたのであつた。

しかしながら十八世紀末に至つてフランス革命時代の自由主義思想は一部イタリアの智識階級に尠からぬ影響を與へ、これが推進力となつて、いはゆる反墮主義の形相となつて國民的意識をイタリア人の間に勃興させたのであつた。

つまり、一七八九年頃のイタリアの社會情勢は依然として、横暴な僧侶、貴族達の樂園の觀があり、これがため北部では商工業の發達に伴つて中産階級の勢力も相當に興り、彼等はその富の蓄積に成功すると次第に社會組織に對する不滿を如實にしかも痛切に感じたのであつた。

しかし一面イタリア人は天性非凡な想像力に富んでゐて、しかも烈しい熱情的な國民であつただけに新思想の浸潤力も詩とか文學を通じて大いに俟つところがあつた。當時、ミラノは思想文化の中心地であつただけに、かのヂウゼッペ・パリーニ Giuseppe Parini (一七二九—一七七九)の如きを出したのであるが、彼はその作詩によつて民衆啓蒙に努め、痛烈に當時の上層階級の怠惰な生活を巧妙に諷刺して居り、これに引きかへて勞働階級を讚美したのであつた。

だがこれに對し反動的な現象としてはイタリアの各地の劇場では音樂と演劇が新しい色彩と効果を狙つて來たことは事實で、華かな藝術文化に貢献した著名な人としては、ペルゴレーゼ Pergolesi、ボルボラ Porpora、タルテイーニ Tartini 等の作曲家を擧げることが出来る。

しかし、獨特な思想家として是非イタリアの思想を語る上に閑却し得ない貴重なる存在として、ヴィットリオ・アルフィエリ Vittorio Alfieri (一七四九—一八〇三)を

指摘し得るが、彼は當時の社會一般が無氣力と因循な氣風に掩はれてゐることを歎き、彼は國民主義を提唱して、過去のイタリアと當時のイタリアとを比較検討する機會を與へたのであつた。まことに現代イタリアの多くの史家も齊しく彼をもつてイタリア建國史を飾る唯一の恩人として、現今でもなほ彼を至寶としてゐる。これといふのも彼の秀れた作品はその文學的價値を云々するよりも、寧ろ政治的重要性において一層印象づけられてゐるのであるが、彼こそは國民的良心の鑄造に多大に貢献したものと云ふべきで、その功績は永遠に謳はれるであらうとしてゐる。

また、科學的な方面では、ヂオヴァンニ・バッティスタ・ヴィコ Giovanni Battista Vico (一六六八—一七四三)が歴史哲學に關して偉大な貢獻をなして、人類發展の法則と神話の比喩的論據を究めてをり、かつ彼と同じナポリ出身であつたピエトロ・チャーンノーネ Pietro Giannone は反法王論を翳したがために、法王の忌諱に逢ひ、彼はウキーン、ヴェネツィヤ等に逃がれ、一七四八年トリノに於いて死去したのである。

が、その間「ナポリ民政史論」を公開して當時のイタリア人に異常な覺醒機運を與へたのであつた。

かくして、一應、オーストリア勢力の驅逐に代つてナポレオン一世によるフランスの勢力がイタリアに及んだが、間もなくナポレオンの歿後、再びオーストリアの勢力が復活して、ナポレオン時代に成立した諸共和國が倒壊することとなつたが、依然としてイタリア人の中には國民的意識は喪失せず、かのメテッルニヒの神聖同盟の美名にかくれて行はれた専制政治と舊制度の維持に遭遇しても、イタリアでは自由要望の立場から幾多の秘密結社が発生した。そしてこれ等の結社は何れもその目標とした處は外國勢力の驅逐であつて、これに呼應して各地に叛亂と革命運動が見られたのである。しかも當時これがなほ成功に至らなかつた理由は、惜しいことにこの運動は地方的に分散して時間的にも不一致で別個に區々に働いたため、折角のイタリア全體としての民族的な國家的獨立思想もその文化擁護もその組織の點で缺陷があつたために失

敗に終つたのである。しかしヴィヨの精神哲學の影響は自然に生き伸びたことには變りはなく、つひに、一八四八年の獨立戰役に至るまでこの獨立思想はその試鍊とその成熟完成の時期に在つたといふことが出来る。

實に、ヴィヨはカトリック主義と國民主義とを融和させようとして働いた點で、彼こそイタリアの國民的哲學思想の源泉をなすものであつたと稱せられてゐる。

これを以て顧へば、イタリアの復興運動は文化的にも政治的にも、その生命としたものは、殊にこの運動の後期には顯著な現れとして認められるところであるが、終局はイルレンデンティズモに盡きたといふも過言では無く、つまり同一民族と同一言語と同一の慣習によつてイタリアの統一とその文化的發展擁護のために政治改革を期したものとといふべきであつて、この事はイタリアが第一次世界大戰の参加に際しても窺ひ知ることが出来るのであるが、結局當時對奧戰によつて、そのイルレンデンティズモの再燃をもつてその解決の機會が與へられたことでも立派に證據立てられるので

ある。當時、イタリアは獨、塊、伊の三國同盟を捨て、獨、塊を敵として戦ふべしといふ國內輿論を沸らせることとなつたが、これがためイタリアの社會主義黨内では一大波瀾を巻き起こした程であつたが、同じ社會主義黨員であつたムツソリーニは敢然としてその機關紙アヴァンティ *Avanti* を廢刊して、ボボロ・デイタリア *Popolo d'Italia* 紙の創刊によつて參戰を祝福してゐる。

元來、イタリアと三國同盟との關係は、殊にドイツとの關係は必ずしも、その同盟締結の歴史から觀ても明かであるやうに不和の間柄ではなかつたが、ただオーストリアを前衛とした汎ゲルマン主義がイタリアの安全を脅かすものとなつた爲めに敢然として矛を執らざるを得なかつたのであつて、その頃なほ國內では依然として親獨主義者が相當の勢力を持つてゐた程でかのベネデット・クロチエの如きもその一人であつた。

しかし、事毎にオーストリアはアドリヤ海に沿つたトリエストの問題を紛糾せしめることとなつてからは、俄然、イタリアには領土回復主義が再燃し、一九一四年五月二十日、サランドラ政府は議會に於いて參戰への態度發表を行ふ結果となり、同月二十四日ムツソリーニはボボロ・デイタリア紙上で、次のやうに國民精神の發揚を促した。

「吾々にとつて、この瞬間ほど國家存立を意識させたものは他にはない。しかもこの國家存立といふことに對しては、人間的良心のいかに強いものであるかといふことと、かつこの良心は如何なるものにも克服されるものでないといふことを如實に立證してゐるのだ。

吾々は、この開戦に當つて、まさにイタリアが歴史的に不滅の實在せる一人格を備へてゐることを感得する。イタリアよ、萬歳！」と、述べてゐる。

これをもつて觀ても當然、歸結すべき民族的なイタリア精神の現れが那邊にあるかは知ることが出来る。

さらに大戦酣にあつた頃は悲惨なカポレットの大敗にも拘らず、イタリアはこの災厄を却つて全國民の烈々たる愛國的感情の湧噴と緊張へ役立たしめて居り、國王はじめ全國民は一致團結して最後の勝利に邁進し、つひに一九一八年ヴィットリオ・ヴェネトの輝しい大捷を博したのであるが、この事實は大戦全局を左右したほどの重要な出来事であつたが、かくまでにイタリアが支拂つた多大の貢献も、豈はからんやヴェルサイユ講和への幻滅感となつて終つたのである。

イタリアが大戦参加以來四ヶ年の困苦と經濟的窮乏は兎も角として、獨立戦役後僅かに五十年を経たに過ぎなかつた當時は、或る意味でその政治的に國內統一の諸般の整備を完了してゐなかつたが、それにも拘らず大戦参加を行つたために、これによつて生じた物心兩面の打撃は他のいづれの歐洲の國家に比較しても深刻の程度に甚だしい相違があつたことは容易に首肯出来るのである。あるひは共產主義の急激な伸展に伴つて、階級闘争や工場閉鎖が行はれ、さては、ダンヌンツィオのフイーメ占領等の

問題を生じ、さなきだにイタリアの國際的地位の至難な立場にあつた折柄、この熱血詩人の愛國の擧も却つて時局を紛糾させることに拍車をかけ、こゝに共產黨、社會黨の領袖達はいよいよ社會改革の時期到來を悦んだのであつた。

かやうに拾收すべからざる時局に當面して、その傳統の文化を誇るイタリアもその平和と秩序と榮譽を風前の灯火の如き危険な状態に置いたが、これを救つたのがファシステイ Fascisti の過去を清算した祖國救済の運動であつた。一九一九年三月ミラノに於いて結成されたファツシヨは大戦参加によつてイタリア人の血によつて經驗した祖國愛の精神によつて築かれ、これは主として教養ある中産階級の心を捕へることに成功し、反面、行動による革新であつたため苛烈に失したと思はれるものも無きにしも非ずであつたが、兎も角、從來のイタリア復興運動にも前例を見ないまでに強固なものであつたと云はれるが、この事は矢張りイタリア人の血に依然として失はれず存したイタリア主義の發露と見るべきである。

殊に、最近はこのイタリア精神の發揚として、ドイツとの協定に基く歐羅巴新秩序建設の理念も、これを歴史的事由に據つて見れば明かなことではあるが、イタリア復興後、王と國民がその祖先より繼承して來た事業のその精神の延長に他ならないのである。歪められた過去のヴェルサイユ體制の打破によつて、古代ローマ精神に則りイタリア人が常に呼稱してゐる「吾々の海、Nostro Mare」の制覇こそ、民族とその文化發展の唯一の解決の鍵と考へたからである。

思ふに、かく述べて來た民族精神の昂揚は時代的に多少の盛衰と方便を異にしても歸する處は、ローマ精神の再建といふ一事に盡きて居り、この不變の精神主義は後章に説くその特種な活動と相俟つて燦然として、その文化を世界に輝かしてゐるが、世人は稍々もすれば、イタリア文化を解く上に於いて、誤つて文藝復興後イタリアにはそれ自身の精神文化は無かつたやうに考へてゐる向もあるやうだが、事實、政治的倦怠にあつたイタリアは國家統一後、その外交内政共に政策的な觀點から採つた處置は

積極性を缺き、就中、カヴールの亡き後は歴代首相も無爲に終り、時代的進運に洞察の敏を缺いた點は否めない。しかし、これは所謂大政治家の出現を見なかつたためこれが影響してその文化も一時發展を停止し、文藝復興時代の指導的であつたその地位は、かへつてアルプス以北の諸國に代へられ、逆に指導されたやうな形ではあつたが、その精神文化は依然として存在したのであつて、たとへば十七、八世紀の所謂バロック藝術によつて歐羅巴を風靡した後に、イタリアが歐羅巴の諸國家に及ぼした藝術文化面だけでもその顯著なものとしては音楽と歌劇を指摘されそのうちでも有名なものとしてカリツシミ Carissimi、モンテ・ヴェルデ Monte Verde 等を擧げることが出来る。しかし、これは一時オペラそのものの爛熟が禍となつて、却つてドイツがイタリアの地位に代つてしまつたが、その後樂聖ロッシニ Rossini (一七九二—一八六八) が出るに及んで、彼は甘美にして魅惑的な旋律によつて素晴らしい名聲を博し、かのベートヴェンを凌ぐ勢でさへあつたと稱せられてゐる。



なほまた、後年に至つてドニヅェッティ Donizetti、ベッリーニ Bellini、ケルビニ Cherbini 等を経てデューゼツベ・ヴェルディ Giuseppe Verdi、チャーコモ・ブッチニ Giacomo Puccini、マスカーニ Mascani、レオネ・カヴァッロ Leone Cavallo、フエッラリ Ferrari 等を出し、またピアニストとしてブソニ Busoni 等を數へることが出来る。

さらに比較的新しい文學的な方面では愛國詩人ガブリエレ・ダンヌンツィオ Gabriele D'Annunzio、サルデーニヤの郷土風の女流作家グラツィヤ・デレッダ Grazia Deledda、ピランデルロ Pirandello 等を有し、哲學者として先きにも述べたベネデット・クロチエ Benedetto Croce、チオヴァンニ・デエンティレ Giovanni Gentile、の外に科學者としてマルコーニ G. Marconi を擧げることが出来る。

かやうにイタリアの民族はその傳統と文化を擁し、今日のファシスタ文化への歩みを續けて來たのであるが、抑々この文化の基礎的な第一段階は、第十五世紀を前後し

て華かであつた文藝復興であつたが、これを政治的に觀た時は今日のやうなイタリアとしての國家形體こそ無かつたが、既にその民族文化の發展の第一歩を踏み出してゐたのであつて、これが一八六〇年の國家統一を以て愈々その相貌を明かにしたのであるが、さらに一九二二年のファシスタ革命によつて、全く政治と文化との調整鑄造に成功したのであつた。無論この間には幾多の愛國者が貴い犠牲となつて外國勢力の驅逐に民族の血塗れの鬭争が繰り返され、やがて不純な頽廢した部分をファシスタによつて手術されて健全な形態を備へることとなつたのである。この結果はその文化は何等の杞憂も制肘も受けることなくその政治的、社會的の使命を充分發揮し得るやうになつたのである。

## 第二章 ファシスタ文化の特殊性

こゝに於いて、イタリア文化の性格、すなはちその特殊性ともいふべきものは何であるかといふことが、問題になるのであるがこれに關してはその文化と密接な關係を有つ政治的安定を獲た當時のイタリアの復興を繞るその歴史に就いて検討されることは一般の常識となつてゐるが、現代イタリア自身の歴史家の中でもこの問題については、屢々この復興歴史をフランス革命の一附隨章として取り扱つてゐる。

つまりこの觀方によれば、フランスがその革命によつて更生したがため、イタリアでもかかる更生を余儀なくされた結果、イタリア獨立が完成されたものであるとしてゐるので、若しイタリアがその決意を持たなかつたならば、その獨立や政治的統一は果し得なかつたらうといふのである。更にこれを換言すれば、イタリアの更生は

當時歐羅巴の政治的變遷に伴つて、その企圖や影響を交へた結果、その復興が築きあげられたものとしてゐることである。

しかし、これに關してはイタリアの現代史家アントニオ・モンティ Antonio Monti 氏の極めて興味ある解釋を引用して、その思想文化の特殊性の解説に供したい。

現今のイタリアではこの種の問題に關する文献や出版書は夥しい數にのぼつてゐるが、是等の文書を通じて綜合した判斷によれば、この復興の眞實の意圖は決してフランスに於ける革命を呼んだイデオロギーとは同一のものでは無く、全くその起因やその強い活動的形體に於いて別箇に切り離して考へられるべきものであつた、といふ結論になるのである。

無論、フランス革命が或る種の促進力としての効果的なものを有つてゐたことや、殊に一八〇〇年代のナポレオン一世のイタリア支配からイタリア民族に急激な軍事的精神の普及發達を促した意味の影響は認めることが出来るが、これは單に百科全書式

のフランス智識や或ひは俗に稱せられる「不滅の思想原理」とか、なほまた軍事的征覇だけが、イタリアの更生運動に深い愛國心の生命を與へた、と考へたり、是等によつて、一七〇〇年代のイタリアを特質づけた社會的の價值やその全部的に後世、一大修正を與へた、とするのは不合理である。

尤もかのヴォルタ、カノーヴァ、アッピヤニ、フォスコロ・モンテイ等はフランス運動の結果によるものであるとしてゐるが、しかし彼等の運動の酵母的要素は、いづれも十八世紀のイタリア自身のものであつて、その主義とした處は専制政治の鋭爪を殺ぐことによつて、「イルミニズモ Illuminismo 明智主義」に遷らんとしたものであつて、如何にナポレオン一世の動的な文化政治の恩恵に浴しても、常にイタリアは四圍の雰圍氣に準備してゐたことが首肯できるのであつて、つまりナポレオン征覇による文化そのものの伸展では無かつたのである。故に、イタリアは十七世紀の末から十八世紀の初頭にかけて、その文學、藝術、科學等の目覺しい發展の緒に入つてゐた

のだといふことが出来る。

また、イタリアの理想のために自己を犠牲に供せんとしたその民族特有の熱情とか殉義的精神の渴望も、これは決してフランスの更生運動や、その理想の上に立脚して考へようとすることも甚だしい誤謬といはなければならぬ。

すなはち、これを最もよく論證する適例として、

第一に、フランス革命と、行動としてのイタリア復興との實質的な相違は、前者の場合は思想的殉義以上にフランス自身の犠牲がより大であつたが、後者のイタリア復興の場合は、強ち壓制者側のみならず多くの思想的殉義者をして、大死せしめなかつた點を指摘出来る。第二には、復興の緒にあつた當時、イタリアでは確とした政治的體制や國家形態を整備してゐなかつた關係で、まさに建設時にあつたといふべきで、一應はその更生運動は歐羅巴の推移に深い關係を有たないでは達成されなかつたことは當然であるが、この事は歐羅巴の歴史とイタリアの復興についてその原因、結果を

相互的關係に置いて考へる史家にとつては多大の疑問を生ずる點であつて、しかも重要な題目となり得るが、しかし、試みに歐羅巴の政治的推移に一先づ目を通して見れば自明の行く處である。

その理由としては、歐羅巴の政治的推移は幾度となくフランスをしてイタリアと協力させたが、イタリア側では屢々フランスとは反對の立場や、時にはフランスと非協調に出たこともあり、更に進んではこれに敵對的態度を採つたことは歴史に明かな事實であつて、これによつて觀れば、復興期にあつては、イタリアの主知主義はフランスのそれに隸屬したもので無かつたことを證明し、全く別個のものであつたことを認めなければならぬ。

第三には、フランス史に關しては從來幾多の豪華な書籍はあるが、ナポレオンの人物に就いては、イタリア人が彼を最も良く知つてゐるその種族的な偉大性に關する主題目としては何等見當らないのである。しかしフランスの七月革命の變遷や革命自治

政府史のうちには、ナポレオンが如何に民衆の幻想を愛撫してゐたかを、どの史家も幻想的構想をもつてこの英雄を探し求めようとしてゐる努力は解るが、逆にイタリアの當時の思想家はフランス思想からは何等の生命的痘苗をも汲みとつてゐない。

これを證據立てるものとしては、イタリアの復興運動を志した人物のうちでも、偉大な智識人として權力首腦者であつたヂュゼッペ・マツツイニ Giuseppe Mazzini を擧げることが出来るが、彼の残したその手記の一頁たりともフランス思想から案出したやうなものを發見することが出来ないといはれてゐる。

これに留まらずなほ當時のフランスはイタリアの亡命者に對して寛大な處置を以てこれに遇したといはれてゐるが、彼等はフランス滞在中、特別に思想的影響を受けてゐないのみならず、却つてフランスの議會政治からは極めて悪い慣習と體驗だけをイタリアに注ぎ込んだ位のものであつた。

しかるに却つてイタリアは當時その文化をアルプス以北に普及せしめたのであつ

た。即ち、一八二〇年よりその翌年にかけて、イタリアの各地方ではオーストリアの  
壓制政治に抗して諸所に陰謀組織が地下に潜行し、一八二四年にはコンファロニエリ  
を首めベツリコ、マルンチエツリ等が捕縛されたのであるが、殊に小モデナ國ではオ  
ーストリア政府の鼻息を窺ひ、フランチェスコ四世は峻烈な自由主義者の狩り立てを  
行ひ、百數十名の疑獄に連坐したものを出したが、その一人としてアントニオ・パニ  
ツツイ Antonio Panizzi は官憲の搜索網を巧みに脱がれ、英國に辿り着いたが、其處  
では高く彼の才能を買はれ、彼は倫敦大學文學部教授を兼ねて英國博物館長の榮職に  
据つたのであるが、終身高いイタリア文化の紹介に努め、一八七九年、彼は八十四歳の  
高齢で死去してゐるし、その頃またイタリアの思想文化の分野で多大に貢献したイタ  
リヤ生れのデユネーヴ人であつたジャン・ビエトロ・グーソーのごときは専らアルプ  
ス以北の諸國でイタリア文化を解き、圖書館等の建設に盡力して居り、ビエモンテで  
は、カルロ・フユリチエが一八三一年死去後、カルロ・アルベルトが王位を繼いだの

であつたが、その王に對しマルセーユの一イタリア人の匿名を以つて、イタリアの大  
衆指導者としての王の情熱に訴へる書簡を呈したマツツイニその人もフランスを逐は  
れてからイギリスに渡り、その同志と共にイギリス人に對しイタリア文學を普及して  
ゐる。

この他にもダニエレ・マニンが一八五七年九月、巴里に客死して居り、その彼の亡  
骸は其の後十年の日月を経てヴェネツィアのサン・マルコ寺院の傍に葬られてゐる。

以上の外にも數多くの外國への亡命者達によつて、アルプスの彼方に「伊太利亞」  
を造りあげたのであつたが、要するに彼等はイタリア主義を以て、凡ゆる荊路を踏ん  
で闘はざるを得なかつたのである。そして、その子孫の多くは祖國の思想を立派にそ  
の土地に移植したのであつた。

かやうに彼等が受難に耐へて各々その土地に蒔いた思想文化は當然その實を結んだ  
が、この偉大な業績はやがて獨立戰爭に際して、イギリス、フランス、ベルギー、ス

ペイン、スキス等から多大の情誼を寄せられる因となつた。

更に、モンテはイタリアの復興を以下のやうに述べてゐる。

即ち、復興それ自體が強力な政治力、賞讃すべき文化に充ちた偉大なイタリア國家の鞏固な實在だとしてゐる。

それは特に十八世紀、十九世紀から近くは第一次世界大戰、ファシズモの到來、エテオピア帝國併合等に至るまで歴史的に繼續して來た賜物と考へ、しかも、二世紀に亘つて屢々方便的に複雑な軋轢や確執は免れなかつたが、その到達すべき目的に於いては常に民族文化の昂揚と祖國愛の一致した精神によつて結ばれた點に著しい特徴が見られ、常に國家形成、國家主義、強い國家意識の旗幟を翳してゐたことであつて、この國家的意識が指導的役割を以て、かくまでにイタリア人をして積極的な綜合國家機關を構成させたのであつた。しかもこの國家主義も詮るところは統一主義を根本としてゐるのであるが、これはローマ精神に合致して居り、これによつて培はれ、

まさに一七〇〇年から一八〇〇年代にかけて長い苦闘に勝ち抜いたのであつたが、十九世紀の初頭二十年間の自治的思想においてすらなほ古代傳統の思想は失はれず來たのであつた。

またかのローマ精神についてもナポレオン一世が革命軍のプログラムを兵士達に指示した時、充分彼によつて説明されてゐるが、それによれば、「カムビドツリオを再建すべし。かくして世界に誇る英雄を想起して、永い眠からローマ人を目醒ましめ、幾世紀に亘つての屈從から解放されるべく汝等はその勝利を期すべきだ」と、言つてゐる。

また、ローマと云へば、ナポレオンは深い文學的思慕からこれを愛したやうであつたが、寧ろ彼はローマに溺れてゐた傾きさへあつた。

ナポレオンがかくまでに巴里に次いでローマの街を愛してゐたことを立證するものとして、彼は、

「イタリア人の誰しもが、何時かは彼等の首都としてローマを選ぶに相違無い」と、評してゐることでも明かである。

次に、イタリアの復興精神を政治的に観れば、この統一思想の一支柱として君主政治の傳統を等閑に附することは出来ない。當時半島の總ての國家では依然として君主政治を數世紀以來存續させて居り、特にピエモンテでは多分に軍事的傳統を備へてゐた。

かやうにイタリアの政治的運動は凡てその目的とした國家統一に向けられて、これが成功したのであるが、この事實は十九世紀になつて他の歐羅巴諸國間で見るとやうな統一運動と同一主旨で、イタリアもこれを不可避的に運ばざるを得なかつたのでは無く、國家的意識そのものがイタリア國民に喚起されたためであつて、これに伴つて統一組織の完遂に必要な種々の條件が次第に生れて來たと解するのが最も適切である。であるから若しあの當時に時代的要求の力によつて非國家的でない限り共和政治にも

或ひは聯邦政治にもなり得たことは歴史の事實でも明かである。

即ち、一八一五年から一八四九年に至る期間には同じイタリアの愛國運動のために奔走した思想家のうちにも、幾通りにもその國家形體に就いては異論を生じたのである。

例へば、マッツイニは一八四九年二月、法王國家に共和國の宣言を行つてゐるが、その頃、彼は國家の絶大な衆望を擔つてゐたが、彼のかくまでに燃えるやうな熱情も一八四八年の對オーストリア戰では却つて仇となり、一般國民からは疎まれた形であつた。それといふのは當時彼の共和理想よりも寧ろ諸侯や法王との協調による聯邦論を持したヂオベルティ Gioberti やバルボ Balbo の理想に一般が鼓舞されたためであつて、こんな事情のためにマッツイニの折角の作品もイタリアの獨立運動に對しては、それ程までに有用だとは考へられず寧ろ不和の種を蒔いた位に批判されたのであつた。

かやうに國家形體に關する異論の生じたことは、當時政治的に思想的に混沌とした状態にあつたイタリアには當然起り得べき現象で、これがかへつてその獨立思想の成熟を齎したものと考へられるのである。

茲にいささかこの成熟期に於ける反塊的感情の鼓吹に多大に貢献した作品とその作者に就いて記せば、シルヴィオ・ペツリシ Silvio Pellico の著した「わが牢獄」*Le mie prigioni* の効果は正しくオーストリアにとつては一敗戦を喫した以上に價值づけられたものであるが、そのみならず彼の筆になつた戯曲「フランチェスカ・ダ・リミニ」は民衆に多大の感動を與へてゐる。さらにまたこれに劣らずニッコリーニ Niccolini の悲劇作品は暴政に對しての義憤と忿懣を呼び起したが、後日この影響を受けた一青年フランチェスコ・ドメニコ・ゲツツァリはこのニッコリーニの筆に魅了し盡くされ、彼は反塊戦に従軍し得ない心の惱をば、「フィレンツェの包圍」*L'Assedio di Firenze* を執筆することによつて漸くその悲しみの幾分かを慰撫し得たと、彼

自身マツツイニに告白してゐる。

思へば、ダヅエツリオ D'Azeglio、グロッシ Grossi、マンツォーニ Manzoni 等の小説は、バルボ、コッレッタ Colletta、アマリ Amari 等の史譚と同様に、またはトムマッセオ Tommasseo、ヴァンヌッチ Vannucci、カッポニ Capponi、カンテウ Cantu の叙文やロッセツタイ Rossetti、ベルケ Berchet、ヂュステイ Giusti、プラテイ Prati 等の詩にも劣らないイタリアの愛國精神昂揚に大なる貢獻をなし、これはベツリーニ Bellini、ロッシーニ Rossini、なほ新しくはヴェルディ Verdi 等の音楽にさへその影響を及ぼしてゐるといはれる。

なほこれとは別に當時思想普及の手段として、科學者集會が利用され、諸侯はこの集會を許してその野心を満足させたのであつた。

また、この復興思想を持った別働隊として、當時、ヂオベルテイの組織したピエモンテ文人の一團があつた。彼、カトリック僧院長の地位にありながら、一八三三年追



放され、巴里、ブラッセル等を漂浪中思想哲學に關し只管思索を凝し、一八四三年には「イタリア人の道德文化の優越」 *Il primato morale e civile degli italiani* と題して發刊した書は餘りにも有名である。つまり當時のイタリア人がその精神的に沈滞し、悲惨な社會情勢に置かれたことを嘆き、彼はイタリア人を昔の光榮あるそれに歸らしめようと努力したのであつた。

彼は獨特な氣魄を伴つた熱情を籠めて、民衆と王侯を融和させようとし、昔の法王の輝しいそして正しい權威の回復を望み、平和な諸侯の聯邦とこれによつて支持される法王廳を理想としたのであつた。

たゞ、彼の特異な持論としては、このイタリア聯邦にオーストリアの參加さへ希望した寛大性が窺へるのであつた。

しかも彼のこの政治論は、王侯を首め民衆の絶大な喜びを買ひ、その愛讀者の數では世界に肩を比べるものが無かつた程であつた。宗門もまたヂェスイト團を除いて彼

の愛國精神と宗教の協調を力説した點に満足し、ヂオベルテイの思想を歡心を以て迎へた。

このマッツィニとヂオベルテイの二人の偉人を比較してみると、共にイタリアに與へられた偉大な宿命に信念を有つてゐたことは同様で、イタリアと法王廳から人類道徳の再出發を念願としてゐた。

たゞ、ヂオベルテイの革命理論は現實的に融和の意圖を持つてゐたのであるが、マッツィニはこれとは別に半島内の總ての舊國家を打倒し、これに替つて一箇のイタリア共和國の建設を理想とした點に相違があつた。

このヂオベルテイの理想共鳴者として、ネオ・ゲルフィ *I neo-Gueffi* 「新法王黨」の創立は、凡ゆるイタリア的運動の首位に法王を据えようとして起つたものである。しかし、上記の二人の外に、さらにバルボは特異な存在と見られたが、彼の著した「イタリアの希望」 *La Speranza d' Italia* も大衆の心を動かしたが、彼の理論も大

體に於いてデオベルテイとその趣旨を同じくしてゐたが、相違とした點はイタリア聯邦の監督の立場に強力な軍備を有つた唯一人の王を据えんとして、これにはサルデーニヤ王カルロ・アルベルトに囑目してゐたのであつた。

兎も角、モンテイはこの復興の事業に際しては、イタリア人は凡ゆる努力と企圖と思潮によつて、各階級を通じて更生意識に燃えた、と解いて居り、これは宛も唯一つの源泉から目に見へぬ湧出力を有つて溢れ出る水の如く、唯一つの溜池に集り注ぐやうなものであると形容してゐる。

従つて、ナポレオン一世の聯邦統一企圖も全イタリア人を熱狂させたが、この事は國家的意識のいはば大樹にその葉と實を結ばしめたものであつたに過ぎず、それ以前にイタリアでは國家的意識があつたのである。しかるに或る人々の間では、一七九六年のナポレオン一世の没落後までイタリアではその國家意識の表示は無かつたと解釋

を下してゐる。しかのみならずその人達はナポレオンこそイタリアに或る種の國民的示威を吹き込んだものとして、凡てをナポレオンの功績に歸してゐるやうであるが、この見解も正しいものではないと、モンテイは觀察してゐる。

この論證としては、イタリアでは十七世紀並に十八世紀の前半期は國民的思想に對して大いなる温床期の役割となつたもので、ダンテの研究熱が復歸し、これによつてイタリア精神が再び息を吹き返したのであり、正義の根本原理の研究に對する種々重要な作品の出版があつた。その例としてはデオヴァンニ・バッテスタ・ヴィコ Gioi vanni Battista Vico やムラトリの著もそれであり、フィランヂェリ、チエノヴェジ、シビオネ・マッファイ、ヴィンチェンツォ・クオコ等の研究は無論のこと、更にアルフィエリの偉れた著書がこれを立證してゐるからである。

こゝにヴィコの哲學思想に一言觸れて見れば、彼の思想はスバヴェンタ、及びヂェンティレに傳へられてゐるが、彼は近世イタリアの哲學の元祖と稱せられてゐるだけ

に十九世紀のドイツ哲學であるカント及びヘーゲルの哲學思想を豫告してゐるときへ云はれてゐる。即ち、歴史的實在を自己形成の過程とし、眞理は抽象的孤立の個人のうちに存するものでは無く、歴史的過程にそれ自體を實現する人類精神の内に存するものだと云ひ、イタリヤではカトリック主義と國民主義との融和を認め、これによつて十九世紀思想を包含してゐたのである。實に、彼は國民的哲學思想の源泉であると稱せられたのも當然であらう。

以上のやうにイタリヤ精神そのものの復活によつて、イタリヤ諸國家のうち特に指導的役割を持ったビエモンテをその精神的孤立から救ひ、かかる歴史的使命の達成をなさしめたのであつて、やがて十八世紀の中頃に自由主義でも國家主義でもなかつた爲政者の下で懊惱し續けたイタリヤは、數世紀間に築かれた所謂特權階級の基礎が崩れて、いよいよイタリヤの國家的意識は確乎たるものとなつて植えつけられたのである。

かやうにして、今までの文化的意識に修正が加へられ、即ち指導階級の手から從來公的の生活に姿を見せなかつた中産階級の裡に新しい社會層が生れ、それに政治力が遷り、しかもこれと文化的意圖に於いて密接な關係が有たれるやうになつたのである。

しかし、近世歐羅巴では漸く個人主義と結び着いて容易に破れなかつたマツソネリヤは根強いその組織網を以つて、殊に、イタリヤでは過去數十年間はフランスとの間にマツソネリヤは密接な同胞關係を以つて、介在し毒して來たが、やがてこれはフランスモの制度によつて徹底的に粉碎されることとなつた。

ムツソリーニも常に口にしてゐることではあるが、イタリヤの文化は多大に世界文化に貢献してゐるが、これは國民の名譽だ、と、言つてゐるが、特にファシスタ文化がその特質として擧げてゐる點に、「如何なる法律も精神生活を伴つて居なければ何等の效力も價值も無い」と、喝破してゐるが、まことに味ふべき言葉である。

### 第三章 イルレデンテイズモ Irredentismo と歴史的事由

過去に於けるイタリヤの歴史は終始外國支配に抗して死闘して來た民族の悲劇的挿話の連続と云ふも過言ではない。殊に顯著な例として反墮精神の歴史は相當に古くから培はれて來たのであるが、就中、一七四六年十二月五日のこと、ヂエノヴァ市の一少年バリツラ *Balilla* が同地を蹂躪して暴行を逞しくしたオーストリア軍に投石した事件は餘りにも有名な話であるが、當時この少年の勇敢な行爲によつて、市民は稍々もすれば萎縮しがちなその民族愛を喚起して、天晴れ敵を驅逐した。

一八四八年、獨立戦役初頭のイタリヤは、その大半が血塗れになつて不當な外國の桎梏に抗した結果、バヴィヤ、バドヴァ、ロムバルド・ヴェネトを除いては殆んど自由解放の緒に入つてゐたが、依然として反墮精神による示威運動は絶えず、しかもオーストリア支配下のこれ等の地方民に對するオーストリア官憲の殘虐非道な治政振りかへし追ふて激しくなつた。しかもイタリヤ人の執拗な獨立思想とその文化擁護の精神は頑として碎くことが出来なかつた。

その例として、當時世を甚だしく震撼させたものとして、一八四八年一月元旦、ロムバルド・ヴェネトの國民は一致してオーストリア政府の財政窮迫を目的として禁煙同盟を申し合せたことがある。特に、ミラノに於いてはその民衆は忠實にその誓約を遵奉し、この結果は、はたしてオーストリア官憲の憤激を買つた。翌日、當局は報復手段として私服警察員の一隊に命じて秘かに目抜き場の盛り場に張り込ませ、彼等に喫煙の儘街路を漫歩させ、只管民衆の反感を挑發し、これがため到る處で市民と彼等の間に喧嘩口論を生じ、これを機に警官は市民の或る者を捕へて投獄した。

これに似た暴虐政治はバヴィヤ、バドヴァ等でも行はれ、全イタリヤは全く恐怖の

### 第三章 イルレデンテイズモ Irredentismo と歴史的事由

過去に於けるイタリアの歴史は終始外國支配に抗して死闘して來た民族の悲劇的挿話の連続と云ふも過言ではない。殊に顯著な例として反墮精神の歴史は相當に古くから培はれて來たのであるが、就中、一七四六年十二月五日のこと、チエノヴァ市の一少年バリツラ *Battista* が同地を蹂躪して暴行を逞しくしたオーストリア軍に投石した事件は餘りにも有名な話であるが、當時この少年の勇敢な行爲によつて、市民は稍々もすれば萎縮しがちなその民族愛を喚起して、天晴れ敵を驅逐した。

一八四八年、獨立戦役初頭のイタリアは、その大半が血塗れになつて不當な外國の桎梏に抗した結果、バヴィヤ、バドヴァ、ロムバルド・ヴェネトを除いては殆んど自

由解放の緒に入つてゐたが、依然として反墮精神による示威運動は絶えず、しかもオーストリア支配下のこれ等の地方民に對するオーストリア官憲の殘虐非道な治政振りかへし目を追ふて激しくなつた。しかもイタリア人の執拗な獨立思想とその文化擁護の精神は頑として碎くことが出来なかつた。

その例として、當時世を甚だしく震撼させたものとして、一八四八年一月元旦、ロムバルド・ヴェネトの國民は一致してオーストリア政府の財政窮迫を目的として禁煙同盟を申し合せたことがある。特に、ミラノに於いてはその民衆は忠實にその誓約を遵奉し、この結果は、はたしてオーストリア官憲の憤激を買つた。翌日、當局は報復手段として私服警察員の一隊に命じて秘かに目抜きに張り込ませ、彼等に喫煙の儘街路を漫歩させ、只管民衆の反感を挑發し、これがため到る處で市民と彼等の間に喧嘩口論を生じ、これを機に警官は市民の或る者を捕へて投獄した。

これに似た暴虐政治はバヴィヤ、バドヴァ等でも行はれ、全イタリアは全く恐怖の

淵に沈んだのであつた。殊に、ロムバルド・ヴェネトの政治集會の委員任命を拒んだオーストリア政府は、ヴェネツィヤではダニエレ・マニン、ニッコロ・トムマツセオの兩人を捕縛した。この間、オーストリア政府は絶えず反塊イタリア人の陰謀曝露に全神経を傾けたのであつたが、豫期の結果は擧がらずに終つた。

これといふのも、當時の反塊精神がいかに國民を打つて一丸とした固い結束で用意周到に行はれたかを物語るものであつて、この事に就いてはマツシモ・ダヅエツリオは「ロムバルディアの哀愁」の記に裏書きしてゐるやうに、「全國民の唯一の魂と唯一の感情と唯一つの意志とを持つたこの陰謀は、また共通の希望と義憤と最後の一人までも犠牲にならうといふ氣魄を持ち、しかもこれを統率するものは唯一人では無く、全員總てがその首謀者であるとしての氣概を持ち、一糸紊れず、全く一身同體の結成振りであつた」と、全く牢固とした彼等の決心の程が偲ばれる。

元來イタリア人といへば世間で解されてゐる如く甚だしく熱情的である半面には不當なる壓迫に抗しては容易に屈しないところがあり、それがよしや一時的の四圍の情勢のため、やむを得ず皮想的には應諾したやうに觀られても決して心の底からこれに屈服することはない。かかる民族的な心理現象の證左としてはその復興 Risorgimento 事業後もなほ引き續いて第一次世界大戰の參加の動機に於いてもこれを見逃し得ないものであり、更に新しくはその地中海政策の國是からもこれを窺ひ得ることである。

先づ、イタリア人のイルレデンティズモの本格的な運動としてはその第一回を一八七八年の伯林會議を機會にその示威を行つたのが顯著な例となつてゐるが、これより先きに、ウムベルト一世がサヴォイア王に即いて間もなく、オーストリアは先に領有してゐたロムバルド・ヴェネトに住むイタリア人に對し一八六六年頃から種々陰謀を廻らして、イタリア王國への歸順を妨げようとしたことがある。ためにイタリアとオ

オーストリアとの外交關係は日毎に複雑化して行つたが、元來この地方に住むイタリア人の數は一八六六年後は僅かに百萬人に足らぬ少數で、さまで民族的の勢力は無かつたのであつたが、オーストリア政府は彼等がイタリア王國に對して抱いた欣慕の念を快としなかつたため、凡ゆる手段でこれを阻まうとして、秘かにヴェネツィヤ・ヂェリヤ及びダルマツィヤの兩地域にスラヴ民族の發展政策を試みたのであつた。しかし同地方のイタリア人はこれに對し執拗に反抗し続け、決してイタリア主義を捨てず飽くまでこれに抗争を続け、これに因つて種々の美談さへ生んだのであつた。

かかる紛紜があつて、一方、オーストリアは一八七八年後ボスニヤ及びヘルジエゴビナを領有して強大化して行つたが、この事は自然イタリアに對しては平和裡にトレンティーノを譲り渡すものと考へられてゐたのであるが、事實はこれに反して依然としてオーストリアはトレンティーノを棄てる氣配はなく、こゝにイタリア人は失望のあまり激昂して或る一味は勇躍して未回収土地解放のプログラムを掲げて民衆の煽動

に起つたのであつた。

かくてオーストリアとイタリアとの關係は圓滑を缺いたその頃、今までのフランスとイタリアとの平和關係も突然フランスのチュニス進駐で兩國間は急激に不穩化して行き、殊に當時チュニスからフランスへの歸還聯隊がマルセイユの街を行進中、イタリア労働者に對するマルセイユ市民の殘虐な仕打ちは一層イタリアの各都市で反フランス示威を昂めることとなつたのである。

かやうに歐羅巴政局は目まぐるしいまでに變轉し、四圍の情勢は却つてイタリアが中央列強であるオーストリア、ドイツとの密接な提携が必要となつた矢先き、オーストリア及びドイツもイタリアとの圓滑な外交政策を採らなければならなかつた理由として、オーストリアはロシアとの戰を豫想した場合背後のイタリアの攻撃を恐れ、ドイツも對フランス戰にオーストリア一國だけでは期待薄であつたため、暗にイタリアの援助を期待してゐたのであつた。

しかし、オーストリア皇帝はローマ法王の心證を損ねることを虞れて容易に所謂三國同盟は締結に到らずその儘無期延期となつてゐたが、遂に一八八二年五月二十日、ドイツ宰相ビスマルクの才腕によつて、イタリア、ドイツ、オーストリアの三國同盟は締結されたのであつた。

しかるにこの同盟は本質的に三國政府當局間の諒解だけで成立したものであつただけに、各々の國民間の充分な理解の上に立つ連繫を有しなかつたために同年十二月には、イタリアの領土回復主義者によつて悲しい事件が惹き起こされ、トリエストに於いては一青年學徒グツエルモ・オベルダンがオーストリア皇帝に對する傷害未遂の罪に問はれて、極刑に處せられたのであるが、この報は甚だしくイタリア國民を刺戟し、イタリア政府も萬策を盡して反オーストリア示威の鎮壓に努力したのであつた。かやうにして三國同盟はその成立早々からイタリア國民とオーストリア宮廷との間に既に一抹の暗影を投じてしまつた。

爾來この三國同盟は事實上に於いて、ドイツ、オーストリアがイタリアを無氣力ならしめる點で事毎に役立つて居り、イタリア側から觀れば凡ての外交策を麻痺させるものであつたため、その後、ウキーン駐在イタリア大使ロピラント伯が外相となつた時、修正を加へて繼續されることとなつたが、その要諦はドイツはイタリアに對し地中海に於けるフランスの發展を阻止することを約束し、オーストリアはバルカン問題に關しては現状維持を基礎にイタリアとの協調策を執る約束を行つたのである。

しかるに、この同盟の條約正文第七條に規定した處の、各締約國は相互の豫備的交渉を経ずして一方的の單獨行動を認めない旨を約束してゐるが、一九一四年より翌年にかけてオーストリアはこれに牴觸した行動に出たためイタリアは遂に三國同盟の解消を宣言したのであつた。

かやうにして、イタリアは第一次世界大戰では三國同盟を棄てて聯合國側に立ち名目だけは戰捷國となつたのであるが、戰後その社會的窮乏から、一般大衆の巴里媾和



會議に對する直接の幻滅感は兎も角として、特に政治外交に複雑な構成であつただけに、所謂歐羅巴の平和新秩序建設の解決も甚だ至難な問題となつたわけである。

茲にイタリヤの領土回復主義を抱く理想派がまたしてもその運動を起す機會となつたのであるが、つまり聯合國はイタリヤの支拂つた偉大な犠牲に對して正當な價値を認めなかつたことは勿論、殊にアメリカ合衆國の大統領ウイルソンは平和の使徒として期待されたにも拘らず、彼はイタリヤ人の希望や理想を踏みにちつてまで彼の權限を行使したといふのである。

これは恰度平和會議前六十年に、ナポレオン三世が長期に亘つて中部イタリヤの合體に反抗して來た當時にイタリヤ人が味つたそれと同様な悲哀をいままた繰り返したやうなものであつた。とりも直さず一八五九年當時のバルマ、モデナ、ローマーニヤ及びトスカーナの合體は、現に此處ではトレンティノー、ヴェネツィヤ・ヂュリヤ、ダルマツィヤ及びフィエーメの四箇所のイタリヤ王國への合併問題となつてイタリヤ人の

前に現れたのである。そして初めの三箇所の問題はイタリヤが聯合國側と大戰前に協定したものであつて、唯、フィエーメ問題だけは同じイタリヤ人の血を多く含んだ所で、なほかつイタリヤの文化で培れた土地であつたにも拘らず、その後の問題として起つたものであつた。

しかるに何等かかる歴史的事由も解しない淺薄な一政治家に過ぎないウイルソンの容喙によつて、單にトレンティノー（一八五九年當時のバルマ）の問題だけが、ブレネロに至る領土を六十三萬のその住民と共にイタリヤに併合されただけで、他の三箇所の問題は總て反對されてしまつた。

特に、フィエーメ市は先きにはハンガリヤ領土に屬してゐたが、大半は前にも述べたやうにイタリヤ人で占められ、一九一五年のロンドン條約に於いてこそイタリヤに約された領土内にはこれを含んでゐなかつたが、一九一八年十月三十日以降はイタリヤへの併合を聲明されてゐた。それにも拘らずウイルソンは他の聯合國の徒らに傀儡と

なり終つて調停の意は更に無かつたやうで、イタリア國民に約束されたダルマツィヤの併合にすら反對して複雑な外交を一層紛糾させてしまつた。これが禍して、一九一九年六月オランダ内閣が倒れ、ニツテイ内閣が起つたのであるが、かやうに大戰後のイタリア全土は歴代の弱體政府を戴き、媾和會議に對して深い失望と凡ゆる社會的混亂に遭遇したのであつたが、なほ國民の健全な魂の底には昔から受け繼いだ偉大な精神力が脈搏つてゐた。

これを證明するものとして、このイタリア精神の誘發者である烈しい熱情家として後刻ベニト・ムツソリーニが出現したわけであるが、彼は一九一九年三月二十三日以來國家的基礎の再建設とも稱ふべき偉業のため、當時全社會に蔓延した物質主義思想に抗して、若い青年同志を糾合し、ファツシヨ戰鬪團を創設して、偉大なローマの傳統にイタリアの新しい生命を繋ぐ意味でファツシヨ・リツトリオ黨章の採擇を行つた。さて、フィームに就いてはその後一九一九年九月、イギリスはフィーム市の治安確

保を口實に軍隊を送つたといふ報道が傳つた時、詩人ガブリエレ・ダンヌンツィオはフィーム人ホスト・ヴェンテウリと謀り、同月十二日夜からフィーム進軍の緒に就いたのであつたが、當時、市民は熱狂してこれを迎へ、ダンヌンツィオはイタリアの名によつて同市の支配權を握り、その行政府首班にデオヴァンニ・ヂェリアティを置き、市民は一齊に彼の指揮に服し、イタリアへの併合を心から熱望し、かつ前途の光明を胸に描いた市民は如何なる犠牲をも厭はず誓を立てたのであるが、却つてイタリア官邊は至難な外交上のヂレンマからフィームを殆んど放棄したかの態度であつたが、それでもなほ國民は偉大な理想とイルレデンテイズモに鼓舞されて、そのイタリアの存立と民族文化の發揚に抑へ難い熱情を現したのであつた。

尤も、政府が對外政策にかやうに軟弱であつたといふことは、無論議會制度の腐敗にもよることであつたが、フィーム問題に關しては政府は、ダンヌンツィオのフィーム政府樹立とは別個にニツテイ内閣の後を襲つて起つたデオリツテイ内閣になつて、

外務大臣スフォルツァ伯をしてユーゴースラヴィアと直接外交交渉に當らしめてこの處置を望んでゐたのであるが、これは結局一九二〇年十一月十二日のラバツロ協定の調印となつてフィエーメ市は一獨立國家として承認されてしまつた。

しかし、かかる解決策によつて、イタリヤ人もフィエーメ市民も満足する筈のものでなく、これは一八六〇年當時に遡つて見れば判ることではあるが、既にその昔にかのナポレオン三世がフィエーメ市をしてトスカーナの一游離國家としてサヴオイヤ國の支配下に置くことを提唱して來たこともあつたが、カヴールもリカゾーリもこれを顧みず一笑に附してゐる。

しかし、ダンヌンツイオは依然として、このラバツロ協定を認めず、これに對し政府もまた協定履行のために残念ながらフィエーメに軍隊を差し向けることとなり、即ち、一九二〇年十二月の悲痛な出來事となつたが、フィエーメでは同じイタリヤ人同志で忌はしい戦鬪が行はれ、宛かも同市は祖國のために供せられた聖壇だといふ感が深

かつた。この結果は雙方に多少の戦死者を出し、流石にダンヌンツイオもこんな事では同胞の流血の慘を見るに忍びず、彼は市長としての權限一切を棄て、こゝにフィエーメ市はイタリヤ官軍の手で占領され、愈々悲しい獨立國家としての第一歩を踏み出したのであつた。

なほ、ダルマツイアに關しては媾和會議によつて、イタリヤはザラ及びラゴスタ島をもつて満足だとし、ロンドン條約に含んでゐたその他の島嶼やセベニコ市はこれを棄て、カルナロ灣内ではイストリヤの戰略的の見地からケルン及びブルツシンの兩島を獲得しただけであつた。

勿論以上のやうなアドリヤ海の問題解決で、イタリヤの一般輿論は決して満足する筈なく、況んやフィエーメに於けるダンヌンツイオの祖國愛の情熱は決して消滅するもので無かつたことと言ふまでも無いことであつたが、やがて、フアシズモの招來となつて、その精神は繼がれ、一九二三年九月、フィエーメ政府は更めてムツソリーニに宛

てて書簡を送り、最早やフイーメはその獨立國家としての保持は不能であると通告して来たが、これを機會にムツソリーニは即時臨時總督として、ヂャルデイン將軍を同地に派遣し、これと同時にユーゴースラヴィヤとの外交折衝を遂げ、フイーメの併合に成功したのであつた。

これによつて、その翌年三月ヴィットリオ・エマヌエレ王三世は親しくフイーメを訪問されて、この併合を祝福されたが、市民も前例無きまでに王を歡待したのであつた。

かやうに、イルレンデンティズモによる不屈な運動展開によつて、イタリアはその輝しい文化の發展とイタリア主義を持して、その民族、言語、慣習の同一融和を確保し得たことは、その文化史上、永遠に誇りとして残されるであらう。

## 第四章 國家革新による文教の再建

### イ、宗教と政治の融和

ムツソリーニは、かねてイタリア國家を構成する上においてその基礎ともいふべきものを君主政治と軍備と教會の三要素を擧げて指摘してゐるが、殊に宗教と政治の融和に關しては、法王ベネデット十五世の逝去後その承繼者として、アキツレ・ラツテイ樞機職がピオ十一世として位に登つたが、彼は約半世紀以來の傳統を破つて、極めてイタリア國家との協調主義に基いてその外交施策を行ひ、これがため人民黨の或る過激分子がとつた態度は却つて法王を憂慮させたほどで、法王のイタリア愛好心の一端が窺はれ、加ふるに、一九二二年十月には法王選舉についての改正を行つた位であ

る。

しかし、ファシスタ政権が、いよいよ教會との和解に成功し得たそれまでの徑路は、これまたイタリアが統一事業と共に並々ならぬ苦心を支拂つた悲痛な歴史を有するものであつて、即ち、一八五九年から一八七〇年に至る間にサヴォイア王家に各國家が融和統合されたとはいふものの、この國家内に住むイタリア人は、土俗的に強ち昔のローマ時代以前に溯つて考へて見るまでもなく、彼等が、唯一のイタリアの風習の融和に努力して來たのであつたが、地理的關係からこのイタリア半島は第十九世紀頃までは交通至難のため、随分異つた思想と慣習が未だ完全に統一されてはゐなかつたことは否めなかつた。

こんな事情からイタリア統一は見たものの、一面では各地方が傳統を尊ぶことから、はじめミンゲッティ大臣は行政上、地方慣習に基いて一八六一年には地方分權の法律案の上程を企てたのであつたが、迅速な國家統一の事業達成の必要上、各地に知

事を配置してフランス近代法に則つて中央集權制を採つたのであつた。

無論その政治方針はビエモンテの最高指令によつて行はれ、新イタリア王國の憲法も舊サルデーニヤ王國のカルロ・アルベルト王の與へた憲法に基礎を置いて合併後のイタリア全土にこれを布き、當時總人口二千六百八十萬のうち選舉資格者はその二パーセント餘の五十五萬人であつた。

しかし、宗教團體は政治上に關する選舉行爲一切を禁止した法王廳の規則を守り、議會へはその代表を送らなかつたのであつた。

また、これより十年前に早くもカヴールがイタリア統一事業達成のため、政治と宗教の完全な獨立分離主義を唱へてゐたが、つまり自由國家に於ける自由宗教を標語として暗に法王の自發的俗權放棄を諷刺して來たのであつたが、その効果は無く、かへつて法王はこれを拒絶し、新王國に對して露骨な敵對行動さへ採つたのであつた。また當時或一部の者は、ローマ占領後、政府閣議長であつたチオヴァンニ・ランツァの

カヴール政策支持派とは別に、彼等は教會に對し或る種の自由は認めるが、教會をその弊害に陥し入れないやうに監督する位置に國家を立たせようとする運動を試みた。しかし、この主唱者であつた當時の大藏大臣クインティノー・セツラも後にはランツアの緩和策に歩み寄つてつひに、一八七一年五月十三日、議會の承認を経て法王應保證令を勅令によつて裁可させるに至つた。

この保證令は法王側に對し、ヴァティカノ、ラテラノ、ガンドルフオ等の宮殿の課税を免除し、全法王廳と直屬教會の登録經費の額に等しい年金三百二十二萬五千リールを與へるものとし、法王にその監督權と統治權を委ね、就中、外交代表者の派遣及び接受の權利を認めるといふのであつた。これと同時に新イタリヤ王國政府も從來の政府によつて行使されて來た或る種の宗教政治の權限を棄てるといふ宣言であつた。

かやうな保證令に就いてはその當時全世界からカトリック教國家擁護のため抗議される虞れはあつたが、特にフランスの強國が新イタリヤ王國の建設とその將來に對し

て容喙するものと考へられてゐたが、幸にしてそれは杞憂に終つたのであつた。それといふのも、フランスは普佛戦後ローマ問題に關しては國內的にそれだけの餘裕もなく、僅かにボンギだけがこの保證令に就いて彼の見解を次のやうに述べた。イタリヤ政府は法王廳に對してイタリヤ政府自身の權限と法の機能や實施に自から制限を加へたも同様だ、と。

しかしこの事實は或る意味で、一九二九年のラテラノ協定でファシスタ政府との間に相互の理解と信條で和解するまでは、世界中で最大のカトリック教國としてのイタリヤに對してその首都の合法的な所有を認められなかつたことを意味するので、要するにイタリヤが内部的に和協の混亂の續いた時代であつたと云へる。つまり無氣力な政府が續き、自由民主主義政府が議會と選舉に關し餘りにも陰謀を事とし、公正にして威嚴あるカトリック教政策の採用に就いて充分なる信頼を教會側に與へ得なかつたことによつた。

この實例として、元來ボルシエヰキ時代（この時代には工業プロレタリアトも反宗教的であつた）に勃發したファシズモも教會に對し、暴力的攻撃を加へ、これによつて一般の人氣を勝ち得られるものと最初は考へたやうである。かつて社會主義者であつたムツソリーニ一派は一時反教會的であつた關係から一九二一年三月、ボローニヤに於けるムツソリーニの宣言にも「ファシズモは教會を打倒せんとする異端者のうちで最も強力なものだ」と、叫んだこともあつた。

しかし、これ程までに反教會的であつたムツソリーニも遂にこの態度を放棄する時機に到達したのである。

それといふのは、やがてカトリック人民黨が無視出来ない勢力を持つて來たことと、今一つはアクション・フランセーズ流の近代的カトリック主義を奉じてゐた有力な國家主義者のファシズモへの合流の事實であつた。

更に、一九二三年四月にはカトリック人民黨はトリノーに於いてその年次大會を開

催したが、人民黨の首領であつたドン・ステウルトオは非常な困難を以て聯立内閣への一致協力に對する條件を作成し、カトリック人民黨が黨としての獨立維持と個人的自由の擁護とを提唱し、汎神論的國家と神聖化された國民との名に於いて宗教、教會を破壊せんとする如何なる意圖に對しても斷乎防衛することを強調したため、茲に到つて、ムツソリーニは徐々に教會に對して平和な政策を採るやうになり、彼はボルシエヰストに依つて公然の祈を迫害されてゐる婦女子達の宗教上の勤めを保護する立場に歸つてゐたのである。かくして彼はマツツイニ主義者の信條たる「神と人民」を復活さへしたのであつた。

以上の徑路をもつて、つひに一九二九年二月十一日、ラテラノ協定を見たのであつた。

即ち、一八七一年以來の法王廳保證令を廢止し、本協定に於いて、カトリック教はイタリヤ唯一の宗教である事と、ヴァティカノ市の主權を確認し、ヴァティカノと外

國との通信交通の自由を承認するが、ヴァティカノをして政治問題に關する國際會議には參加せざる事と、ヴァティカノ市を中立地帯とし、ヴァティカノ並に附屬教會に對するその主權の行政を承認し、ヴァティカノ側はサヴォイア王家を元首とするイタリア國家を承認する、といふ政治協定を結んだのであつた。

またイタリア全般の結婚制度、及び宗教裁判制度に關してもヴァティカノ側の儀禮を認め、宗教々育が政治外の活動をなすことを認め、かつ軍部内に於いても宗教上の教育または儀禮を認めたのであつた。

更に財政協定としては、一八七〇年末ヴァティカノ側が喪失した土地財産の賠償として十七億五千萬リールの支拂を約し、内十億は五分利附公債をもつて支拂ふことになつた。

このやうな協定によつて、所謂「羅馬問題」は一應解決したのであつたが、最初は實際問題として、イタリアとヴァティカノ間には充分なる圓滑は期し得ない傾きもあ

つた。殊に青年教育等に關しては種々見解の相違も生じたやうであつたが、賢明なムツソリーニはイタリアの宗教はカトリックを以つて國教なりとして、却つてこれを利用して來た形であつた爲め、一時は歐羅巴全般で懸念したやうな非道い軋轢も見ないで済んだ。

殊に、ムツソリーニが政府の宗教政策の新しい指針を與へ、政治と宗教の二權協力主義に基いて一般學校に於いての宗教々育を認めてからは、公教育大臣 「Ministro della pubblica istruzione」 (註、この名稱は一八六六年創設されたもので、其の後、一九二九年以降は現在の如き國民教育大臣 *Ministro dell' Educazione nazionale* の名稱に改正された。)に、デオヴァンニ・ヂェンティールを起用したことはムツソリーニの政治家として明敏な事を語るものである。

ヂェンティールは當時ローマ大學の教授であつたが教育上には非凡な見識を持った哲學者であつた。なほ彼の抱懷せる哲學に關しては後章に述べる所であるが、兎も



角、彼はその大臣の公職に就いた當時、その信念を以下のやうに披瀝してゐる。

「人間生活にとつて、宗教觀念の育成ほどイタリア國民に訓練と規律の價値を知らしめるものは他にはない」と、その精神主義の一端を物語つてゐる。

かやうにして、宗教家自身も漸次イタリア政府に歩み寄り、政治と宗教の二權融和を機會あることに説き、その儀式上でもこれに則るようになった。

殊に、最近一九三九年二月十日、八十三歳の高齡を以つて薨去したピオ十一世の晩年は、終始アンティ・コミンテルンの爲めに捧げられ、フアシズモの支持者であつたやうだ。

因に、ピオ十一世薨去に伴ひ、新羅馬法王の選<sup>コンクラヴェ</sup>舉 Conclave は、一九三九年三月二日舉行され、法王廳政務總長ユーヂェニオ・パチェリ氏がピオ第十二世として、第二百六十一代法王に登極した。

この法王の選舉は七十名の<sup>カルディナリ</sup> Cardinali (樞機職) の互選によるものであるが、一九

三九年の選舉に當つては六十二名の樞機職が參加し、ローマ法王廳内カルディナリ會議室の祭壇前で宣誓を行った後、記名投票を行ったが、最初は投票數の三分の二に達せず、再度行はれ、つひに上述のパチェリ氏が當選したのであつた。

### ロ、教育の改革とその制度

フアシスタ國家の教育改革は一九二三年先きにも述べたやうにヂオヴァンニ・ヂェンティール *Giovanni Gentile* が公教育大臣となるに及んで彼の教育思想に基いたものとされてゐるが、その指導原理は國民主義的教育の徹底にあり、個人主義的教育の排撃は勿論であるが、特に注目される點は理論と實際とを根本的に革新しようとするのであつた。殊に、この事は一九二五年ピエトロ・フェデレ教授が公教育大臣に就任してからはイタリアの實際教育の陶冶には甚大な功績があつたやうに云はれてゐる。就中、フアシスタの教育改革の三大事項としては哲學、宗教、文藝の尊重であつて、

哲學思想に就いて言へば、教育の理論及び實際は確固とした世界觀と人生觀を土臺とした點で、宗教ではカトリックと國家との關係はイタリヤでは特殊な立場をとりその融和を企圖し、學校教育に於いては宗教科を必修科目としてこれと併行して自然科学を尊重する點にある。

文藝もイタリヤ特殊の事情に基くもので、これは歐羅巴の藝術文化の淵源地であるイタリヤだけに、この教育には國民主義と文藝とを不可分的關係に置いてゐる。しかもその將來の教育上に重大な役割を持つものとしてこれを重要視してゐる。尤も從來の文藝は時代的の變遷と頽廢した社會情態の影響を受けて個人主義または自由主義となり、甚だしく感覺的に墮ちた享樂主義に過ぎなかつたものであつたが、これに對し國民主義に適合した文藝の選擇を必要とした上での文藝教育となつたのである。

ヂェンテイレはまた、一九二三年十一月に公教育高等評議會 *Consiglio Superiore della pubblica istruzione* の席上で以下のやうに教育改革の主旨を述べてゐる。

即ち、國家と國民との關係に就いての解説では、國家なるものは倫理的實在であつて、その歴史的發展によつて社會の中にもその人格と自己を認識し、國民とは自己の歴史的過去に就いて自己を意識する意志であると解いてゐる。このやうな價值に向つて人々が自己を犠牲に供することは當然だとしてゐるのである。

しかし、注意すべきはヂェンテイレは學校はその精神において自由であるべしと、いふが、この自由の概念も個人主義の絶對的自由では無く、つまり個人が國家に對立した自由はこれを否定してゐる。故に個人は國家の中にあつては自己の價值は認められないとし、かのフランス革命の原理である道德的生活を認めないやうな自由とは異り、個人は道德的にも智識的にも高位にある國家の權能を絶對的に信仰してそれに従ひ、規則的に組織された政府に服従する、この自由を眞の自由と彼は解してゐる。更に、こゝでファシズムの抱く個人と自由に關して一應これを検討して見れば、個人は彼が國家内にあつて國家の要求に服従する限りに於いてのみ存在するもので従つ

て文化は益々複雑となると同時に個人の自由も益々制限されねばならぬ。ファシズモは各階級、各カテゴリーのエゴイズムに反対し、國家の倫理的意義を主張する事に依つてその統治權を國家に恢復したのであつて、自由なる概念も絶対的のものでは無い。何故なれば人世に於いて未だ曾て絶対的たりしものは無かつたからであり、自由は權利では無く義務である。自由は與へられるべきもので無くして獲得すべきものだとしてゐる。即ち、自由は平等ではなくして特權でさへある。従つて自由の概念は時の變遷と共にこれまた變化するのが當然で、平時に於いては戰時に關して自由ならざる自由が存在し得る。なほ一步進んで言へば、ファシスタ國家では個人は自由を奪はれてゐない證據に、事實彼は孤立人に比較して遙かに大きな自由を有してゐる筈で、つまりこれは國家が個人を保護してゐるがため、翻つて孤立人は何等の保護も享けてゐない。

要するにファシスタ政策の理念と、デエンティールの教育精神とは茲に相一致する

ものを観るが、ファシスタ政府はかかる國家理念 實現を期するための場所として教育機關を運営し、學校を通じてファシズモによる新文化の顯揚する目的に充てゝゐる。そののみならず政府はその文化の創造、發展に廣く社會教育のために各種の施設を行つてゐる。即ち、その顯著な例としても、バリツラ國民事業 Opera nazionale Balilla、國民勞働餘暇事業 Opera nazionale dopolavoro 等を擧げることが出来るがこれ等の社會施設に關しては後章に詳しく解くことにした。

さて、イタリアの教育界もファシスタ政權獲得前までは、此處でもその官僚政治の惡弊に洩れず、殊に高等教育機關に職を奉ずる教授等の質の低下は免れなかつたやうであり、甚だしきに到つては、教授の職を得るために國內を東奔西走して一定の教職場に席の温らなかつた大學教授等の數も相當多かつたやうであるが、ファシスタ革命後はこの弊害は一掃され、學制等にも改革を加へ、教職員の資格嚴選を行ひ學風の肅

正が期せられたのである。

無論、イタリアでは学校教育を重要視することは他のいづれの國のそれとも變る處無いが、たゞ注目し値する處は、殊に近年その民族保護と人口政策の觀點から、青年子女の家庭教育を重んじて來たが、これは即ち古代ローマ精神の傳統である家庭はその民族文化の發祥地であるといふ觀念に發足せるものにはかならない。

なほ亦、イタリアではこの家庭教育及び学校教育と並行して、青年にファシスタ教育を施す目的でファシスタ大學生集團・I. G. D. F. の編成があり、これは一九二〇年創設されたものであるが、これはファシスタ黨幹事長に從屬して、各主要都市には必ず一個の大學生集團があり、大學生、學位所有者、高等學校修了者等を以つて編成され、凡ゆる政治的、文化的、救濟的の活動や體育獎勵の指揮をしてゐる。

なほこの大學生集團には女子部を別個に編成し、二十八歳までの女子大學生、女子學位者、女子高等學校卒業者がこれに参加し、更にこの大學生集團には外國人留學生

の所屬部を有し、ファシスタの理念とその實際活動を學ばしめてゐる。

また、國外にあつては、各國の中心學都に於いて尠くとも十人以上のイタリア青年學生等の居住する處では、該集團を組織することを得て、そのイタリア人の子弟にファシズモを普及し、學生、外人智識階級との間にもイタリア文化を理解させる機會を與へてゐる。

特にこの集團の主なる文化活動としては、青年に對する政治講座、リットリオ (Littorio) の文化、技術、勞働講座を施し、ファシスタ大學生集團劇團養成部、映畫部、ラディオ部、大學出版部等によつて、一般青年の智育、體育の向上を圖つてゐる。

更に、學校教職員に對してはその教育行政を離れ別に、ファシスタ協會聯合 *Le Associazioni Fascista* の構成の一であるファシスタ學校協會 *L'Associazione Fascista della Scuola* を有し、大學教授團、中等學校職員團、小學校職員團等に區分され、各

教職員間 親睦からその私的生活の援護に至るまで凡ゆる道德的秩序と政治的認識の雰囲気創造し、これに依つてファシスタ革命の目的に副ふ國民生活の規範に應へんとするものである。

茲にイタリヤの教育制度の大略を述べれば、中央教育行政官廳としては、一九二九年に國民教育省として従來の公教育省の名稱變更があつたことは前に述べた通りであるが、さらにイタリヤでは、行政上これとは別に文化、宣傳等を管掌する中央官廳として國民文化省 *Ministero della Cultura popolare* を有してゐるが、この兩省は相互關係によつてイタリヤ人の智育開發の役割を果してゐる。

さて、國民教育省は即ち、日本の文部省に該當するが、その長官たる大臣 *Ministro segretario di Stato per l'educazione nazionale* は國民教育を指導監督し、また所轄官廳相互の法規關係を決定し、その他官廳相互間の調整を圖る任務を有してゐるが、その下に一名の次官 *Sottosegretario di Stato per l'educazione nazionale* が大臣を

輔佐し教育行政の事務をとつてゐる。

かくして、國民教育省内には大臣官房、次官官房、圖書局、人事局、美術局、高等教育局、中等教育局、實業教育局、初等教育局、中央會計部等を有し、諮問機關としては國民教育高等評議會 *Consiglio Superiore dell'educazione nazionale* を首め美術高等評議會 *Consiglio superiore dell'antichità e belle arti* 圖書館中央委員會、第一委員會、第二委員會等を設け、さらに大臣の選任による視學官を設けてゐる。

なほ、イタリヤでは本國を教育行政上十九の學區制に分ち、小學教育は六歳より十歳までに義務教育制を施し、中等教育は尋常と高等の二段階とし、高等教育機關としては綜合大學 *Università* (法、文、醫、理) と高等師範、ナポリ東洋語學校、フィレンツェ高等法學校等の外に高等工業、高等建築、高等化學工業、高等海事工業、高等商業、美術高等中學、音樂、演劇等の諸學校がある。しかして是等の學校では一律に外國語のうちラテン語を必須科目としてゐることも注目し値する。

大學は國內に公私併せて二十五を有し主なるものとしては、ローマ、フィレンツェ、ミラノ、ナポリ、パドヴァ、ボローニヤ、ピサ、パレルモ等であつて、一九三八年以降現在までに學制にも多少の變化はあるが、大學法學部、文學部、理學部は四年制として醫學部は六年制を以つて各々學士號 *Laurea* に導き、是等の卒業者は更に研究科に進み得ることとなつてゐる。

## 第五章 民族主義 *Razismo* とその政策

### イ、シオニズムとマツリネリヤの關係

イタリアに於ける民族問題に關するファシスタ政策は、一九三九年頃より漸くその本領を發揮したと觀るべきであつて、これを語る實例としては、その前年十月のファシスタ大評議會 *Il Gran Consiglio del Fascismo* の猶太人排斥の宣言採擇からその政府の態度が判然として來たことである。

この宣言採擇によつて、今までのイタリアが持して來たその微温的な政策を一蹴して、事實上に於いてその民族保護の立場から、いよいよ法規制定の域に達した。

この法規制定の原因は、その民族文化の向上發展を期する目的とその血の純潔を保

つため一般に反猶太的論調が積極化して來た結果であつて、これは大體に於いてシオニズム Zionism を繞つて、デモクラシー國家の金權資本主義 Plutocrazia に反抗して起つたものであることは勿論であるが、これと同時に一般猶太民族に對しても多分に感情的反目が手傳つてゐる。

こゝに、一應シオニズムに就いて解説しなければならぬが、今日では日本でも一般周知のことではあるが、「シオン」の語源は、古代ヘブライ語に發したものと稱せられ、往古イエルサレムの聖山であるシオンの意と解釋されてゐるが、その根本的精神は舊約聖書やコーラン等の聖書に淵源を有つてゐる。それがやがて猶太民族主義としての相貌に遷り、すなはち猶太人を統一してパレスタインに復歸しようとする云ふのである。しかもこれは猶太人による世界支配の實現を目的とする秘密結社にまで進んでしまつた。

従つて、彼等の運動は國境を破壊し猶太人帝國の建設のため、時と場合には暴力も

辭せず出版書の押收を行つたり、凡ゆる陰謀はその得意とする逆宣傳によつて、社會を欺瞞することは茶飯事であつた。

この適例としては、今まで割合に痛痒を感じてゐなかつた日本人も、今次大戦では如實に英米デモクラシー國家の宣傳方法を知つて、抑々その實體は何を語るかは充分合點の行く處であつて、まさしくこれに符合したものを見出したことであらうが、兎も角、彼等は常套手段である捏造と虚偽とを以つて、罪を他方に被せるといふ甚だ狡猾な團體である。つまり正義と神を口にする彼等の正體は強ち贅語を要するまでも無いことだが、以下はファシスタ文化から解釋して彼等に與へた民族的素質の批判で、正しく大膽な刻印を押したものと見て差し支無い。

「彼等猶太人は歐羅巴は勿論世界到る處のアリアン民族とは有史以來數千年を通じても容易に同化し得なかつたものである。そればかりで無く彼等は如何なる國家の革命にもその指揮者として活躍し、その健全なる文化を破壊し、その國際財力の支配を狙



つて、凡ゆる國民を奴隷化しようとするものだ」

この實例としては、イタリアではシオニズムと姉妹關係にあるマツソネリヤが最もその魔手を恣にしたのは、一八七〇年以來のことであつたが、當時イタリアに打ち續いたデモクラシー政府の無力を利用して、彼等はその勢力を官僚間に、行政機構内に、教育界に、さては軍隊内にまで侵蝕させたのであるが、これが禍となつて内閣の瓦解から一時はイタリア國民の生命力さへ支配したのであつた。

このマツソネリヤは英語の Freemasonry に當り、意義の由來も區々であるが、字義の示すやうに自由石工であるが、その説くところに據れば、最初は各國の殿堂や寺院等の大石造建築のため、諸國を自由に往來することを許された石工の棟梁が、建築工の秘密を徒弟に傳受するための技術者の組合であつたと、云はれてゐる。

しかるに其の後その規約上に精神的なものと徳義的なものを含み、歐羅巴では特に發達した處は英國であるが、此處ではこの組合は次第に實技より思想方面に傾き、十

七世紀頃から建築技術者外の者も加へられ、一七一七年には倫敦にあつた四個の古いフリーメイソン組合は合して一大組織に進み、セント・ヨハネス洗禮日（六月二十四日）には大饗宴會を開き、大棟梁を選擧し、同時に學者及び神學者の援助を受けて、組合の憲法や儀式等の規約を大成したといはれる。

かやうに、彼等は眞善美の理想境としての社會國家の改善を口にしたのであるが、他方歐羅巴大陸では皮肉にも、これとは反對に神を認めない極端な反宗教的運動をなすものとなつて現はれ、實例として、イタリアでは羅馬法王廳との激しい鬭争を惹き起したこともあつた。

恰度、一八六四年、イタリアが更生運動の眞只中に、ラッタッツィによつて新しく内閣が組織された頃、法王領内にはある種の秘密結社が反亂企圖を抱いたのであるが、この結社はマツソネリヤとの關係を有つたことは言を俟たないが、一方に行動派は政府の暗黙の承認を恃んで、法王と秘密結社黨員との紛争解決に乗り出したことが



あつた。しかも當時これを機會に對法王戰のためガリバルデイは各地に奔走してゐたのであるが、突如としてフランスのナポレオン三世が法王擁護の主旨を表明した爲め、ガリバルデイの計畫は水泡に歸し、彼はカブレラに移されてしまつたが、その彼の留守中にあつて、羅馬では同年十月二十二日、モンテイMonti及びトニエツティTognettiの二名のマツソネリヤ黨員がセツリストリ兵營の爆破を試み、他にも數百のマツソネリヤの別働隊は、ボルタ・サン・バオロを占領した事實がある。しかし、彼等は瞬く間に法王軍によつて鎮定されたものの、なほこれによる騒亂は絶えず、カイロリ兄弟は同志七十人と謀つてローマ騷擾を試み、これも直ちに撃滅されたが、その時、兄のデオヅァンニの方は重傷のため捕虜となり、後年彼は英國人のヨハネス派の一僧侶による斡旋で放免され、その翌年彼はその傷痕のためつひに佗びしくこの世を去つてゐるが、これらはマツソネリヤが自由主義のため法王權力に抗した適例であつた。

かく、彼等は帝王の權力とか、既存の國家とか、民族的社會的文化の傳統を否定して自由主義・民主主義の中心思想となつたのである。

尤も歐羅巴の各國では、マツソネリヤの結社を既に國家治安の維持の上から、夫々禁止したが、イタリアでは一七三一年ナポリ王國でこれを禁止し、七年後には羅馬法王廳でもこれを禁止してゐるが、彼等の潜行的にして極めて執念深い策謀は容易に熄むことなく政界と財界を攪亂し盡した。

しかし、一九二二年十月ファシスタ政權獲得後は、イタリアに於いては彼等の勢力は次第に縮少され、ファシズモの規律ある統制下にその地下運動をなし得ない状態となつたが、たゞ、國外にあつた者は國際的反ファシズモの傾向に隠れて、兎もすれば陰謀を企てて來たのである。その著しい例としては北米合衆國の「オビニオン」紙の如きは最近までこの結社組織の有力なものとして數へられた。

ともかく、中世の封建時代には猶太人は都市國家、ギルドなどに於いて新興のイタ

リヤの民族的商業資本主義と對立してゐたが、所謂「ヴェニス」の商人」的な見解によつてこれは一般民衆から排斥されたのである。その後第一次歐羅巴大戰前までは格別の大問題として取り扱はれなかつたが、媾和後は専ら資本主義經濟と密接な關係を維持することとなり、思想的にはあらゆる民族の心の間隙に喰ひ入つた結果、一九三九年に至つて愈々獨伊防共協定が結ばれた後には、これの對應策として、當時のファシスタ黨幹事長であつたロベルト・ファリナッチの機關紙 *Il Regime Fascista* 並に *Il Tevere* 等では猛烈に反猶太的論調を掲げ、これは單に反猶太的感情ばかりで無くシオニストであるイタリアの猶太人への反對の聲と解釋されたものである。

しかし、イタリアではかやうな輿論の昂つたことは事實であつたが、實際上はその勢力は一掃される筈のものでは無かつた。その實例として、猶太系と思惟されたイタリア人であつても、ファシスタ官吏、軍人として相當の地位を保ち、そればかりでなく、社會的に多大の貢獻をなした者も尠くなく、この問題をイタリアはその文化政策

上から如何に取り扱つたかは注目に値するが、これに關しては後述の對策方針で一應解決される建前となつて居り、賢明なムッソリーニは彼等に特別の待遇を附與してゐる。

この待遇を受けた著名な人としては、一九三八年當時のイタリア工業聯盟總裁であつたヂノ・オリヴェッティ *Gino Olivetti* や伊土戰爭に殊勳を顯したロドルフォ・グラツィヤニ *Rodolfo Graziani* 將軍等を數へることが出来る。

とは云へ、大勢の赴く處は流石に堰め難く、一九三八年七月には、愈々、イタリア國民教育省大臣デイノ・アルフェリ *Dino Alfieri* の提唱に基き、次のやうに著名な大學教授の參集によつて、ファシスタ黨の民族信條が確認された。

### ロ、猶太人對策

當時この民族信條の決定に與つた教授としては、

フイレンツェ大學の人類學教授 リド・チプリヤニ Lido Cipriani  
 ローマ大學病理學教授、リノ・ブシンコ Lino Businco  
 ボローニヤ大學神經生理學科部長アルテウロ・ドナッヂオ Arturo Donaggio  
 ミラノ大學小兒科助手レオネ・フランツイ Leone Franzini  
 ローマ大學人類學教授グイド・ランドロ Guido Landro  
 ローマ大學動物學助教授マルチェット・リッチ Marcello Ricci  
 同大學特殊病理學會々長ニコロ・ペンデ Nicolo Pende  
 同大學人口學教授ロドルフォ・フランク・サヴォルニヤン Rodolfo Franc Savorgnan  
 同大學動物學會々長サバト・ヴィスコ Sabato Visco

等の學界の權威を網羅したのであるが、その決定内容事項は、謂はばイタリアの人種宣言とも見るべきもので要旨は次の通りである。

(一) 人類に民族が存在するといふことは否定し得ない事實である。しかしこの意は民族には優秀なものと劣等なものが存在するといふのでは無くして、唯、異つた民族が存在するといふことにはかならない。

(二) 普通に民族と稱せられるものに大なる民族と小なる民族が存在するが、この事はつまり、共通な特質によつて個性化された多數人口の組織的大集團の存在を認めると同時に、北方民族、地中海民族、デイナリ民族等の如き、より多量の共通特質によつて個性化された少數人口の組織的集團の存在も認めなければならぬ。

(三) 民族といふ概念はその眞の意味では生物學的であつて、歴史的、言語的、宗教的考慮に基く民衆とか國民とかいふ諸概念以外の見地に基くものである。そして、この基礎の上に民族的差異が存在し、イタリア人がフランス人、ドイツ人、トルコ人、ギリシヤ人と相違してゐるのは唯單に言語、歴史によるばかりで無く、これ等國民の民族的構成が異なつてゐる。種々の民族は古代では異つた諸民族の種々の割合か

ら作られ、また或る民族は他の諸民族の上に完全な支配を遂げ、或はすべての民族が共に調和融合するか、または種々の民族が同化すること無く共存を行つて来た。

(四) 現在のイタリア人の大半はアリアンの起源を持ち、その文明もアリアン文明である。このアリアン文明を有する民族は、數千年の間イタリア半島に居住し、これ以前の非アリアンの文明は殆んど僅少の存在でしかない。

(五) 歴史に見る人間の大集團的移動は一個の昔物語に過ぎない。ロンゴバルド(六世紀にイタリアを征服したゲルマン人種一派)の侵入以後、イタリア民族の相貌を變へたやうな民族的影響は他になかった。従つて、他の歐羅巴諸國は昔も現在もその民族的構成に著しい變化を見せてゐるが、イタリアはその偉大な血統から考へて、壓倒的大多數を占めてゐる四千四百萬人は、尠くとも一千年間イタリアに生活した諸家族の後裔である。

(六) かくて、一個の純粹なイタリア民族が存在してゐるが、この言明は、生物學

的の民族概念と、歴史的、言語學的の民族の概念との混同に基くものではなくて、數千年間イタリアに居住して數世紀を経て今日のイタリア人を結合させた純粹な血の同族性を語るものである。

(七) 今日、イタリアが一個の民族政策を採用したことは、夙にフアシズモがイタリアに於いて爲した事柄と共に民族的根據を有してゐる。ムッソリーニの演説でも屢々民族の概念に言及されてゐるが、この民族主義の問題は、イタリアでは哲學的や宗教的意向からではなく、純粹の生物學的見地から取り扱はれなくてはならない。すなはち、イタリアの民族概念は、その歸趨に於いて本質的にイタリア的であつてアリアン民族的でなくてはならない。しかし、この事はドイツの民族理論がイタリアに導入されたといふ説や、或はイタリア人と北歐人とが同様であるといふことを意味するのではなくて、單にイタリア國民に民族の生理的、心理學的典型を指示することを目的としたものである。この典型を指示することは、その純粹の歐羅巴的特質によつて、

凡ての非歐羅巴的諸民族から明確に區別されて、イタリア國民をして自己の優秀性の自覺と一層大きな責任觀念にまで昂めることを意味するものだ。

(八) 一方に於いて、西部地中海民族と、他方では東阿弗利加民族との間に明瞭な區別を設けることが必要である。歐羅巴諸民族の起源が、アフリカにあると主張したり、共通な地中海民族の中に、セミット及びカミット人を包含せしめることは絶體に危険である。

(九) 猶太人はイタリア民族に屬しない。その理由として數世紀間にイタリアの神聖な國土に來たセミット族は何等の痕跡をも残してゐない。アラビヤ人のシチリヤ占領でさへも若干の名稱の遺物を除いては何物も残してゐない。イタリアでは多くの場合かく同化の度が常に迅速であつた。しかるに猶太人はイタリアに於いては決して同化されなかつた民族を代表するもので、彼等はイタリア國民の起源をなした民族的諸要素とは絶對に異つた非歐羅巴民族から出來たものであつたため同化されなかつた。

(十) イタリア人の生理的、心理的特質は如何なることがあつても變更されてはならない。異つた諸民族間の結合はたゞ歐羅巴諸民族の領域内に於いてのみ許される。そしてこの場合、文字通り *ibridismo* (雜種論) について云々することは出來ない。その理由はこれ等の諸民族は一つの共通な資質に屬し、單に或る種の特質に於いて異つてゐるだけで、多くの點で同似であるが故に雜種とは言ひ難い。

このやうな十箇條の民族信條に次いで、一九三八年七月二十五日、當時のファシスタ黨幹事長アキッレ・スタラチエ *Achille Starace* は非アリアン民族の文化破壊工作からイタリア民族を防禦する活潑な民族運動をなすことを宣言した。

なほ同年八月十三日には、デオルナーレ・デイタリア紙上では、ムッソリーニがフォルリ飛行場に於いて、北部ファシスタ聯盟幹事に對し談話の形式をもつて、イタリアの民族主義はドイツの模倣だといふ法王の誣言を反駁した記事を掲げた。そして、その主筆ガイダ *Virginia Gaydo* 氏は、民族防衛は單に獨裁主義國家だけでこれを行

ふものでは無くして、デモクラシー國家でもこの對策が講ぜられてゐることを證明し、殊に、彼は容易に同化し得る民族のみのフランス入國許可の法律を辯護したルネ・ヴァンシエール (Dr. Rene marciel) 博士の著書を引用し、更にアングロ・サクソンの民族保護の立場から領土保全のために如何に英國が努力してゐるかを説き、進んでは一九二四年五月二十六日の合衆國移民法を排他的な無謀な民族主義だと論じてゐる。

以上のやうなイタリア國內の反猶太的雰圍氣から、いよいよ同年九月一日ムツソリーニは外國人たる猶太人の地位に關して緊急勅令案を提出したのであつたが、この宣言趣旨はイタリア民族の増殖と併せて、猶太民族追放の主旨に基いたもので、前に述べた民族信條に一步進んだ人口學的の立場から案出された。

その要諦は、大體次の通りである。

(一) イタリア及びその領土内に居住する外國籍の猶太人は六ヶ月以内に國外に追放させること。

(二) 官公吏の獨身者の地位昇進の停止。

(三) 官廳、銀行、會社等公私各機關はその一割以上の數の女性従業員の使用禁止。

(四) 猶太人にして國立又は公認の大學教授及び學校職員の地位にある者はその職責を停止し、かつ、猶太人にして大學教授資格試験合格證 (Libera Docenza) 所有者もその資格を取り消す事。

(五) 猶太人には如何なる種類の學校へも入學を許可せず、また、在學中の者はこれを退校せしめる事。

(六) イタリア學士院、科學、文學及び美術に關する協會または團體の會員たる猶太人は一九三八年十月十六日限りその資格を取り消す。

(七) 本勅令によつて定むる猶太人とは兩親共に猶太人たる者より出生したる者を指し、たとへ、その信奉する宗教が猶太教以外のものたる場合も亦同じ。

當時、イタリア政府の國勢調査によれば、イタリア本國に於ける大學教授の總數は一千三百六十二名で、そのうち猶太人教授數は百七十四名であつた。かくて、同年十月にはイタリア組合省は國內に對する國章を以つて、將來猶太人の申請による新規店舗の開業及び一般公衆を相手とする營業の禁止令を出し、加へて營業免許の移讓をも禁ずる布告を公にした。

これに就いてはその頃一般民衆の心に及ぼしたこの國章の影響として、イタリアの各都市に現はれた笑へない街頭風景の一つとして、化粧品や日用品の或る賣り場では、特に若い女性の賣り娘を立たせ、注意書きの立札を掲げて人目を惹いたが、その口上は「この店主は紛れもなくアリアン人の經營者で、賣り娘も御覽の通りの美しいアリアン娘たる點に留意されたい」と、云ふのであつた。

さらに同年十月六日、ファシスタ紀元第十六周年度の第一回ファシズモ大評議會をヴェネツィヤ宮に於いて、ムッソリーニ首相司會の下に盛大に催されたが、その席上

で猶太人排斥の宣言採擇を行ひ、その要旨は、

(一) イタリア人とハム、セム族其他非アリアン民族との結婚はこれを禁止する。

(二) 文武を問はず直接國家従業員は、その人種の如何を問はず外國婦人との結婚を禁止する。

(三) イタリア人にしてアリアン民族に屬する外國人と結婚せんとする者は豫め内務省の認可を要する。

(四) 外國猶太人の入國禁止及び追放に關しては左の除外例を設ける。  
イ、六十五歳以上の老猶太人。

ロ、一九三七年十月以前に既にイタリア人と結婚した猶太人。

(五) 左の各項に該當する者はこれを猶太人と見做す。

イ、兩親が猶太人なる者。

ロ、父が猶太人にして母が外國人なる者。

ハ、イタリア人との混血人たりとも猶太教を信奉する者。

(六) 左の猶太人はイタリア市民と何等區別を設けず、但し、教育に關してはその種類及び階級を問はずこの限りに非らず。

イ、如何なる刑罰も受けざる猶太人。

ロ、猶太人戦歿兵士の遺族

ハ、リビヤ戦役、第一次世界大戦、エテイオピア戦役及びスペイン内亂の四戦役に參加した猶太人兵士。

ニ、ファシスタ革命に陣歿した猶太人勇士の家族。

ホ、ファシスタ政權獲得に従軍した猶太人傷兵の家族。

ヘ、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二四年下半期中にファシスタ黨の黨員となつた猶太人の家族。及びフィーム占領部隊の猶太人家族。

ト、特別委員會が承認した殊勳者の猶太人家族。

(七) 上記の範疇に屬する以外の猶太人に對しては左記各項の資格附與を禁ずる。

イ、ファシスタ黨への加入。

ロ、企業の種類を問はず使用人百人以上を使用する企業の所有主または經營主となる事。

ハ、五十ヘクター以上の土地の所有者となる事。」

ニ、戦争、平時を問はず軍務に服する事。

かやうにファシスタ政策の重要案件を決する大評議會が、これまでに民族政策に關する宣言採擇に衝き進んだことは、無論イタリアの廣汎なその政策遂行に障害となる一原因を取り除かんとしたファシズモの意思の動きであるが、この精神とする處は矢張り羅馬傳統の文化擁護のためにその血の純潔を保持しようとした點である。



## 第六章 人口問題と保護施設

### イ、フアシズモの人口政策的意義

イタリヤでは政治的組織の生命は民衆の教化力の維持によることを強調してゐるが、この事はつまり國家機能の完遂には一般國民の教育事業に俟つて、所謂、協同體感念の育成を目的としてゐるが、これに對しては社會文化の施設とか、民族の體育向上の施設とか、或ひは職業教育によつて勞働と生産の問題解決を期さうとしてゐるのであるが、今日フアシズモでは尠くとも社會構成の單位要素を從來の純個人單位から一家族へ復歸させたことは見逃がし難い事實である。これは古代ロトマ精神に基いて、家族は情操の源泉であるといふ思想に依るものであるが、この家族の健全な發達

によつてその社會も必然的に道德的な運営と隆昌發展が期せられるといふ觀念にはかならない。つまり、國民に政治教育を以つて國家主權を確認させたり、軍事教育によつて社會的要求の團體精神の創造に充てゝゐる。その根本的基礎の一重要素として健全な家族構成を必要としてゐる。従つて、國家はその國民の出産、死亡、増殖の問題に重大な關心を有する所以であつて、社會問題の解決も所謂人口學的の觀點からなる人口政策に基く民族の問題が議せられ、さらに優生學上、法理的に衛生的にその民族の保健の施設等が重要事項となつて來るわけである。

ムツソリーニは一九二九年以來、機會ある毎にイタリヤの人口問題に關し細心の注意を拂つて來て居り、生命と健康は社會的資本の二大要素に數へてゐる。そして總てのこれに關する施設機關はこの二大要素を保護する立場に置いてその意義を有し、總ての廣汎な國民生活の問題も、社會組織の改善の問題も要はその全國民の運命を支配する種族保存に懸つてゐることを力説してゐる。

故に單なる社會政策にしても、一個の人格を持った良心と力と生存の欲求意志の發展を期する爲めの社會政策だ、と、言つてゐる。

殊にイタリヤでは社會問題に關し重要視される點は、普通の社會政策の範圍以上に、家族を根本とした個人をしてその独自の能力の増進を圖り、しかも個人の社會的地位や環境に在つてその独自の任務を遂行せしめるに必要な總ての條件を重要視してゐる。例へば、青少年の援護施設とか、養老若しくは不具者、疾病者に對する救濟事業等の如き集團生活または、社會奉仕の生活に一切附隨する必要問題を處置してゐることである。

特に、一九三五年當時、ムツソリーニは出産率低下に關して以下のやうにこれを批判してゐる。

「國民の出産率低下は初期にあつては國力に及ぼす影響となつて來るが、やがてはこれは國民を滅亡に至らしめ、極めて容易ならぬこととなる。イタリヤに於ける社會病

の増加現象は躍進的な數字を示してゐるが、民族問題の觀點からすれば、從來からの經濟的原動力と社會的原動力とは共に大いに優生學と關係を有し、結局は、道德的問題がこの經濟的、社會的の二原動力を支配するものである。即ち、激烈な社會工業化の今日、都會やその接觸地帯は急激に過剰な人口を有することとなつたが、この結果は農村の荒廢と不作を招來し、健康的な農業や漁業の労働者はその數を減じ、國民は肉體的にも精神的にも不健康な化學工業に益々參集する現象を示した。今日の都會は決して農業等によつて得られる健康富に替るべきものとして何等の代償も持つてゐない。社會の大多數の階級は一層貧困に驅りたてられるだけである。しかも在來の社會的にも工業的にも存在した各種の機關は缺陷だらけであつて、政策的にも經濟的にも思想的にも全く誤謬を冒して來たのである。その結果は食糧物資の制限と出産制限の必要を説き、これに則つた家族の訓練規律を提唱したのであつた。しかるに既に今日となつては何人も過剰人口の危険を唱へる人は無く、寧ろそれとは反對に出産低下の憂

を生じて来たが、これと云ふのも従来は單に經濟的特質にのみ研究を委ねて来た爲めであつた。これについては子孫といふ概念に對して妄迷な思想を是正し、機會主義的な安逸を貪る利己主義を排除しなければ決して解決し得る問題ではない。かやうに妄迷な思想に基いた教育の生んだ悪徳や習性、かつは頽廢した生活は特に文明國家の上流社會に於いて指摘される。無論、生活に於ける物質的の要求は強ちこれを否定するものではないが、たゞ、過去に於けるその主義とか制度といふものは餘りにも個人を物質そのものに、乃至は現在の欲求にのみ結びつけて考慮に入れてゐた。その結果、高邁な理想とか精神は徒らに欲求の方便にのみ執着して蹂躪された傾があつた。そして將來への儂なき安穩の豫測は人間をして單純にして安住的な樂觀主義の雰圍氣に慣れしめ、言ひ換へれば利己主義と平和主義と便乘主義に閉ぢ籠り、遂に人間生活の墮落を醸したのであつた。

言ふまでもなく、ファシズモの抱く制度やその政策は、これに反撥して起ち上つたわけであるが、かくして上記の不徳防禦の主旨に則つてその諸團體の構成と相俟つて絶えざる努力と熱意に燃えたのである。」

このやうなムツソリーニの意見吐露に對して、その後、各國では彼の實際的民族保護の政策に、殊に出産増加の成績に多大の疑問を抱いたが、これに對しても彼は以下のやうに應答して、それに確信を披瀝してゐる。

「法律や掟といふものは恰かも醫藥の如く或る事態が全く絶望的となつた場合には何等の效力をも有たない。若し、社會の諸機關が幾等か反應力を持った場合にはそれへの手術も有効である。人口政策も消極的にせよ積極的にせよ、かかる精神によつてその不幸な現象を消滅し得ることは確信出来る」と、述べてゐる。

かくして、ファシズモの人口政策では、今までの自由民主主義政策のそれとは全く内容を異にして、自由主義ではその經濟的繁盛期に在つてすら「質」は「量」に代り得るといふ理論の爲め産兒制限をそのプログラムに有つてゐたが、ファシスタ政策で

は、「量」が「力」であるといふ原則に従つて活動が行はれたのであつた。

しかも、ムツソリーニは質が量に代り得るといふことは荒唐無稽な議論だとして、つまり、より少数の國民である時はより大なる國民的幸福を受け得るといふ議論を嚚語だとして、以下のやうな實證を指摘した。即ち、一九三五年の四千二百萬人當時のイタリア國民は、一八七一年の二千七百萬當時のイタリア國民、更に一八六一年の一千八百萬人當時のイタリア國民と比較してその生活水準は遙かに一九三五年當時が優れてゐることを述べてゐる。

事實歐羅巴においては、一八八〇年當時は總人口一億七千萬人であつたが、一九一一年にはそれが四億五千五百萬人に増加し、歴史上このやうな増加は記録的なものとされた。その理由としては一八〇〇年代には歐羅巴大陸の人口の十六%を増したことになるからで、しかもこの情態にあつても全歐羅巴人は昔の歐羅巴人の享けた生活よりも遙かに高い潑刺とした生活を營み得たと、いふのである。

しかし、自由民主主義政治が根強く歐羅巴の天地を風靡してからは次第に歐羅巴を危機に陥し入れ、一八五〇年當時は二億六千五百萬の人口が一九三〇年には五億五千萬人の二倍に増加したには相違無いが、これを他の大陸に比較すれば遙かにその増加率は尠いのであつた。こんな事情で歐羅巴では民族的衰退の色濃きに反して、一方黄色人種の増加の度は激しい勢で上昇し、黒人がこれに次いでその繁殖率を増し、益々歐羅巴は民族的に制壓される運命に置かれた。

なほこれをイタリア一國に就いて觀れば、一八七二年當時の人口は約二千七百萬人であつたが、二十九年後の一九〇一年には三千二百五十萬人となり、それが、一九一一年には三千四百七十萬人に上昇し、さらに、一九二一年には三千八百五十萬人に増加し、又、一九三二年五月調査に依れば、四千二百三十一萬人を算し、一九三四年十月には四千三百九十六萬人となつた。しかるに、一九三五年十一月にはそれが四千三百四十五萬八千人に逆に減じ、翌、一九三六年には四千二百九十八萬三千人と漸次

後退しはじめた。

なほ、これを當時の十五歳より四十四歳までの年齢期間における一千人の婦人の出産数を當時までの十二年間の調査に據れば、百三十九より百十強に減少し、正式手續による既婚婦人一千人に對しては二百七十三強より二百八に減じたのである。

かやうにイタリヤでは一九三六年當時は漸減的退勢にあつたが、昨今ではこれに對する政策の效を以つて正確な數字は詳かではないが幾分挽回の氣運となつてゐる。これも要するに大戰前はイタリヤの過剰人口は海外移民によつてその捌口を求め、しかも彼等は本國に向つて毎年約五億リラを送金し、一九〇一、一九一〇、一九一三年には逐次イタリヤの海外移民の保護法が設けられ、一九一八年當時は海外移民の總數は八百萬人を數へ、海外に於けるダンテ・アリギエリ協會の如きはこの移民に對し旺んにイタリヤ精神鼓吹を行つてその文化と言語の普及を圖つた程であつたが、不幸にして大戰勃發後は次第に移民の數も減じ、殊に戰後アメリカ合衆國をはじめ數ヶ國政

府は移民の入國を制限し、これが因で移民の數は減少すると同時に國內經濟の窮迫から漸く、一般國民の頹廢的生活の齎した結果、人口の減少を來たしたことが首肯出來る。

しかし、この反面ではフランス及びフランスの植民地へ向つてのイタリヤ移民の數は却つて増加した現象を呈したのであるが、これはイタリヤ自身にとつては寧ろ喜ぶべき現象とはしなかつた。と、いふのはフランスは毎年その出産率が加速度的に低下し、これに悩んだその政府の對策として、フランスは外國人移民の入國歸化法を採用して自働的な外國人のフランス國籍の取得を狙つたからである。

こゝに、イタリヤでは愈々本格的に人口政策を検討する機會を與へられ、殊にファシスタ政府の海外移民の解釋も一變して來た。つまり海外への移民は國內での最上の勞働力を失ふものとしてこれを憂へ、それよりも寧ろ國內で農工業の適當な改善對策や、開墾事業等によつて自國の勞働能力の擴充を先決問題とした。従つて、赤手空拳

の移民を外國に送ることよりも、少數であつても技術家、技師、實業家等を送ることによつて海外でイタリヤの健實な經濟的價値の向上を期し、かつ、ムツソリーニは將來二十年間に總人口六千萬人の増殖を目論み、しかもこの國內での人口増殖は却つて生活必需品の生産力を増大するといふ觀方に變つたのである。しかもこの結果は、平易に技術的、經濟的勞働力の解決が期せられ、一般に世界の富源も合理的に分配される運びに到ると云ふのであつた。

かやうな見解に基いてファシスタ政策は遠き將來を慮り、出産能力も一國の繁榮のために民族的活力を繼承させる意志の表現であるとして、その教育事業や家族及び子女に對する制度施設の伸展を願ひ、いはゆる社會保護事業や犯罪防止策を講じ、特に家族樹立を強調する目的は文化と傳統を以つてその子孫を擁護するものだとした。これには社會的、道德的教育によつて家族の地位を認め、家庭生活の防禦概念としては結婚の堅實性をその肉體的優秀性とその多數性に認め、さらにこの家庭の社會的保護は

教育と經濟とが複合的な機能を發揮してはじめて遂げ得られるもので、その保護の形式も直接には國家的活動によつて家族構成を援助獎勵する事業となり、間接には既成家族の保護策によつて社會事業を展開させるに至つた。

## ロ、保護施設

ファシスタ制度による社會的豫防とその救済に關しては、一九二三年發布された法律によつて大體今日までその實績を擧げてゐるが、殊にファシスタ政權獲得後はその組織とか事業に關し在來獨占的に個人的創意によつて領せられてゐたものも、政府の積極的な活動分野に繰り入れられて來たが、特に慈善事業は要素的に國家的分野に於ける一個の私的干涉の優越せる形體と考へ、その源泉を枯渇させない目的のために國家統制の指導下に置いて、その機能遂行の訓練を與へてゐる。

茲に、勞働憲章 *La Carta del Lavoro* の第三十條を引用すれば、

「職業團體は、その組合員たる否とを問はずその代表する人々に對して教育、特に職業教育を與ふことはその主要なる義務の一つである。而して職業團體は「勞働後餘暇利用」の全國組織及び他の教化運動の事業を援助するを要す」と。

つまり、ファシズモは社會的資本の二大要素たる個人の生命と健康に對して、國家の組合施設機關をして保護させる立場に置き、全國民の運命を支配する種族保存を重要視してゐることが窺へる。

この最も好適な例として、一九二五年五月一日勅令を以つて、

ド・ボラヴォロ 國民勞働後事業部 *L'Opera nazionale Dopolavoro* を法人組織にて設立してゐる。

これは、智的及び肉體的勤勞者のため、彼等の勞働後餘暇を利用して肉體的、精神的、道徳的能力を伸展せしめる施設であつて、中央より遠隔な地方に至るまで、各々その分會組織の方法にて勞働後の事業につき尤大な計畫を漸次實現し來たのであるが、これはやがて祖國と家庭を愛する感念を育成し、反面、情操教育によつて、或ひ

は音樂、藝術、スポーツ等によつて、かつ山岳、海濱等の自然に親しませることによつて、自己の立場と職責を充分認識せしめる重要な活動を擔つてゐる。

しかして事業の行政組織は、首位に幹部會 *Commissario* を置き、その直屬下に全國理事會 *Direttore generale* があつて、この理事會は團體の目的達成に備へ、技術行政事務の遂行を統制し、なほこれに附屬する團體を監督するものである。そして地方における本業部の會長としてはファシスタ黨地方幹事が當り、地方幹事はそれ自身の活動に對しては特に専門理事會によつて補佐される。

なほこの事業部を構成する團體の中には、「鐵道従業員勞働後事業部」「遞信員勞働後事業部」「官業従業員勞働後事業部」等が主なるものであるが、この事業部の活動は各方面にファシズモの發展を期する目的で、政治社會教育の分野まで進んで居り、就中、藝術教育の活動としては、素人演劇 *Filodrammatiche* 及び巡回演劇 *I carri di Tespi*、人形劇 *Marionetta* 等の活動を以つて村落僻地の人に至るまでその活動性

を有つてゐる。

一九四〇年當時の全國に於ける會員數は約三百萬と稱せられ、大都會の分會の中には廣大な土地の競技場や劇場、映畫館、公會堂等の娛樂機關を併設して居る。

素人演劇は現在國內に二千六十六の演劇團體を有し、これに充てられた劇場は約一千三百を算し、毎年の平均興業回數は二萬五千回を降つてゐない。

なほ巡回演劇の方は二個の形式をとつて居り、即ち、散文詩的劇車と抒情詩劇車との二様に區分されてゐる。しかして、前者は一九二九年七月四日 羅馬に於いて公演したのが最初であり、その後南部イタリアに巡回したが、一九三六年には八十一箇所 で百二十三回の公演を行つてゐる。

後者の場合は主として夏季に公演されるが、最近の統計によれば二百七十四の地方 で四百四十八回の公演を行つてゐる。

さらに、この他の演劇的活動としては、演劇及び音樂の野外公演や土曜劇場を有

し、一般労働者は僅かに二リレ以内の入場料で、イタリア一流の上演物を満喫することが出来る。

人形劇は十七世紀頃、イタリア、フランス等に勃興したが、その後一時衰退の氣運にあり、最近またイタリアに於いては労働後事業部の一活動部面を擔つて、繰り出されることとなり、主として少年の智育と情操教育のため全國に公開されることとなつた。

體育に就いては尠くとも今日のファシスタ的觀念に従へば、その記録にのみ執心することを避け、集團による體育競技に對する愛好心の涵養に努めてゐる。

しかして右に述べたやうな理想に基いた國內的選手權は國民労働後事業部の中央機關が統制してゐる。

體育競技の主なる種目は、角力、蹴球、弓術、短艇、拳闘、ホッケー、スケート、劍道、庭球、射撃等であつて、現在これらの諸團體の總數は約一萬五千あり、關係者



總數は約百六十萬と云はれてゐる。

なほ、勞働後事業部に所屬した會員が夏季或は冬季に於いて登山、海濱、野營等の團體行動を行ふ時には、その宿泊所、交通税、スポーツ用品等の購入に當つては場合によつて四〇%までの割引が認められ、特にイタリアで注目し値することはこれに所屬する團體行動による美術、史跡等の見學目的や商工業視察に關する特殊な地方への旅行團體に對しては海陸交通に要する一切の費用は三〇%までの割引の便宜が與へられてゐる。

社會的救援事業としては、保健診察部があつて會員の健康状態を定期的に行ひ、その體位向上を圖つて居り、また、この事業部の發行する出版物には週刊雜誌「エニア・ノストラ Gente Nostra」を首め、年鑑、及び國際會議の報告書があり、一九三七年度のこの種出版物の總數は約三百二十萬冊であつた。

次に、社會的に種族保護の立場から、一九二五年十二月十日、並に一九三三年四月

十三日の法律によつて、ファシズモ運動の一として、

母性及び幼兒保護國民事業部 *L'Opera nazionale maternita' e infanzia* が設定された。この目的は母性の出産前後に於ける補助的保護の任務を有ち、また就學前後期兒童の精神的、肉體的保護の任務をも有ち、さらに畸形兒、不具者、庶子の保護救済の任務に當つてゐる。

この事業は國家の直屬機關ではなくして、半官的の制度であり、その中央評議會には行政機關及び補佐機關の代表者が評議員として加つて居り、會長及び副會長の外に執行委員會を有し、各府縣には副會長の資格で女子ファシスタ縣組合長がこれを補佐してゐる。また、市町村には女子ファシスタ黨の幹事である副會長及び他の一部の人より補佐される母性保護委員會があつて、全國にはその數約八千と稱せられてゐる。

一九二五年この事業の創設されたばかりの時は、一ケ年の死産兒數は四萬八千百十七であつたが、八年後の一九三三年には三萬五千七百五十八に減少し、如何にこの活

動と展開性が廣範圍に浸透したかを物語るものである。

一九三三年四月三日にはまた法律によつて、

全國バリツラ事業部 *L'Opera Nazionale Balilla* が設立されたが、これは一九三七年十月二十八日、國民ファシスタ黨の直屬下に置かれ、その目的とする處は、軍事及び政治的活動によつて、青少年をして學校外でその明朗性を失はしめず、ファシスタ生活に順應せしめる準備教育を施すもので、體育の鍊磨と同時に責任感の養成に意を注いでゐる。

この團體は次のやうな四箇編成を以つて組織され、

男子の部

バリツラ隊 (自六歳 至十四歳)

前衛隊 (自十四歳 至十八歳)

女子の部

イタリア少女隊 (自六歳 至十四歳)

イタリア女子青年隊 (自十四歳 至十八歳)

また、文化活動としては、

バリツラの家 *Le case del Balilla* 及び少女隊の家 *Le case della Piccola Italiana* 等を主なる市町村に建て、其處では圖書館、會議室、職業講座設備、娛樂場、映畫室、角力場等を有し、また府縣委員會で組織された野營部にはその編成に約二百萬人の登録者を有ち、全國「DUX」野營部では毎年約三萬人を集め、雄壯な文化的スポーツ、軍事教育を施し、殊に青少年子女の衛生と救濟事業には多大に活動性を有つてゐる。

以上ファシスタ政策では、將來の國民層に對し健全な發展を期し、同時に、一面では一般社會病の豫防策として次に掲げるやうな施設を有してゐる。

一、結核豫防 *Lotta contro la tubercolosi*

この主旨に添ふ機關としては、

イ 結核豫防府縣聯合 *I consorzi provinciali Anti tubercolari*

ロ 全國社會豫防施設ファシスタ協會 *L' Istituto Nazionale Fascista della previdenza sociale* の二個の團體を有し、前者は結核豫防を専らその任務とし、

後者は結核患者の豫防治療、肉體的更生教育等をその任務としてゐる。そしてこれ等の機關の活動は、各市町村の豫防治療施設としての補助團體、イタリア赤十字社、母性幼兒保護事業部、戰爭不具者保護救濟國民事業部、全國戰鬪團聯合、國民ファシスタ黨補助事業團體（夏、冬の轉地訓練）等の諸活動と相俟つて完遂される。なほこれ等の機關の活動を中央に在つて調整する機關として、かつ豫防目的達成に必要な財源の調達に備へ、國際的には總合的組織機關の代表として、結核豫防イタリア全國聯盟 *La Federazione nazionale italiana per la lotta contro la tubercolosi* がある。

二、トラホーム豫防 *Lotta contro il tracoma* この豫防に關する一般規則は、一九二二年七月二十七日の法律によつて一層強化され、殊に公衆衛生幹部會 *La Direzione generale di Sanita' pubblica* はこの最も甚大な被害地に對しては無料施設所を置き、前述の全國社會豫防施設ファシスタ協會はこの患者に對し、無料巡回施設所を設けることになつてゐる。

三、マラリヤ豫防 *Lotta contro la malaria*

この事業は一九〇〇年に起り、最近飛躍的な進歩を遂げ、公衆衛生幹部會は専門技術家を以つて構成する委員會 *Comitato* に依つて府縣行政官廳を通じてその活動を展開し、被害の甚しい地域にあつては、特別救護所、研究所等を設置し、治療及び檢證の奉仕事業を興し、また傳染區域にあつては労働者にキニネの無料配布を行ひ、さらにその生活の保護に當る。

しかし、マラリヤ氾濫防止の最も顯著な事業としては、特にイタリアで注目に値す

るものとして沼澤地域の排水工事による衛生施設のことは餘りにも有名な事實である。

なほ以上の外にイタリヤでは癌、酒毒、微毒等に関しても研究所と豫防治療の諸團體を有してゐることは言を俟たない。

#### 四 母性婦人労働者保護に関するもの、

この保護対策は一九三四年三月二十二日、勅令を以つて制定され、母性婦人手工勞務員、婦女子使用人等の分娩當月労働従事の禁止、かつ分娩後労働からの隔離等で、雇傭主は右の精神措置に基いてその職場に休養所を併設する義務を負ふものとされてゐる。

若し、妊娠または分娩等のために婦人労働者が長期に亙つて労働し得ない場合には雇傭主は三箇月半の休養を支給すべき責にあり、この場合、最初の月には所定の支拂

ふ労働賃銀の全額を支給し、その後二箇月に對しては半額支給の義務を有してゐる。

雇傭主は、またその使用人たる婦人労働者が子女を分娩した場合、子女の生後一箇年間は作業中と雖も一時間毎に哺乳の爲め二度の休養を支給する義務あるものとし、この場合五十人以上を使用する雇傭主は哺乳室の設備を義務づけられて居る。

さらにこの種の母性保護の立場から、母性保険も定められて居り、農、商、工業の各母性婦人手工勞務員にして、月收入八百リールを超える者を除き、全國社會施設アシスタ協會の事業として、分娩事故保険が有る。

これには、毎年一人の母性婦人労働者に對して七リールの保険料納入となつてゐるが、内譯は各被保険者（滿十五歳より滿五十五歳迄）が三リールと雇傭主側が四リールを負擔することになつてゐる。

保険金は分娩に際して三百リールを補助金として支拂ひ、自然流産の時は百リールと規定してゐる。

この補助金はまた分娩前一週間内に尠くともその半額を被保険者に支拂はれ、後の半額は休養期間終了後支拂はれる。

かやうにして補助金請求の手續は被保険者の勞務手帖、醫師の證明書、都邑長の檢證等を全國社會施設フアシスタ協會に提示することになつて居り、流産の場合も殆んど同様な形式手續によつてゐる。

但し、出産の場合は分娩後九箇月以内にこの補助金請求の資格權利を認め、流産の場合は三箇月以内と規定してゐる。

五、私生兒、孤兒保護施設 *Assistenza dell' infanzia abbandonata illegittima*

一九二七年五月八日法律、及び同年十二月二十九日の勅令によつて、この事業は「母性及び幼兒保護國民事業部」の指導下にあつて各府縣官廳の行政に託され、家庭愛好の觀念を育成する目的を以つて、收容所にその母または保母を附することとなつてゐる。

原則としては既に滿六歳を超えた兒童はこの施設享受の要請資格は無く、かくして少年勞働規約に定むる年齢に達するまでこの保護を受けるものとしてゐる。

六、兒童援護會 *Patronati Scolastica*

イタリア全國の小學校に於いては、一九二九年一月三日法律、並に一九三三年二月十六日勅令によつて、學童の相互援助または貯蓄、豫防施設の教育に對する兒童援護奉仕が行はれ、この奉仕は全國社會施設フアシスタ協會に兒童の名簿登録を行ひ、この登録兒童會員に醫療、衛生、豫防、貯蓄による教育普及を圖つてゐる。

しかもこの目的のために、羅馬には全國兒童援護會が在り、以下のやうな任務を遂行してゐる。

- イ、教育改善に關し、兒童援護の立場から凡ゆる問題を檢討する。
- ロ、兒童援護事業に關する指導、創造、組織等の外に社會施設の實際宣傳の任務を有つてゐる。

ハ、この協會の各種の機關によつて定められた社會施設、衛生施設、教育に要する費用等に關しこれを調整し、他の關係團體との調整の任に當る。

なほこれの行政上、諮問機關としては全國評議會によつて支援を受ける一名の總裁と、別に行政委員會によつて管理され、かつこの總裁と行政委員會員の任命は、内務大臣、國民教育大臣の同意に基いて組合大臣の奏請により王の勅令を以つて行はれる。

この外廓機關としての所謂府縣聯合、都邑支部等の管理委員やその議長はまた全國評議會によつて任命される。

さて、茲に婦人並に少年勞働保護法に關して概略述べて見れば、

雇傭主の下に勞働する婦人並に少年の保護は一九三四年四月二十六日の法律適用によるものだが、この法による年齢の解釋は、少年少女勞働者は滿十五歳未滿とし、婦

人勞働者は滿十五歳より滿二十一歳までとしてゐる。

しかし、左に掲げる者に對してはこの適用を受けないものとしてゐる。

一、家庭内の婢僕、二、雇傭主の親族（三等親迄）三、滿十四歳以上の家内工業少年少女勞働者、四、直接國家若しくは都邑、府縣の婦人從業員、及び少年少女從業員、五、私設經營團體の婦人勞働者、少年少女從業員としての保護適用資格を缺くる官營會社の婦人勞働者、少年少女從業員、六、船舶婦人勞働者、少年少女從業員、七、慈善救濟事業に携る婦人

かくて、この就勞働資格と許可に關しては、先づ職業種別について云へば、

- イ、地下勞働として機械的牽引の設備を有しない鑛山坑内の作業
- ロ、特に危険條件を伴つて伸展する勞働の重量物運搬、引揚作業
- ハ、特定の例外を除いた場合の映畫、演劇の準備若しくは興業に關する勞務作業
- ニ、種類の如何を問はず行商に關する勞働

等であつて、この外に酒類小賣販賣、貨物運搬の労働作業に對しては十八歳未満は禁じられ、十八歳未満の少女は自動車または運送機關若しくは動力による機械等の清掃、あるひは作業は禁じられ、無論一切の不健康と認められる就労働は禁じられてゐる。

亦、體力資格に關しては、少年少女に附與される勞務手帖に都邑衛生局の檢證になる醫師の證明書、小學校義務教育完了の記載等を要する。

勿論、婦人及び少年少女の労働を必要とする職場に於いては、その合宿所、食堂等は法規に従つて衛生、安全、道德等の條件を具備することであつて、殊に特種の經營團體、會社等の雇傭主は定期的に彼等を醫師の診察に處すべき義務を負つてゐる。

以上のやうな少年保護に關係して、なほ、イタリアでは戰死者の孤兒保護の國民事業、文武官孤兒の國民事業、小學教師孤兒の教育のために全國協會等があつて各々孤

兒の扶助を行つてゐるが、殊に、ローマに本部を置いてゐる「ウムベルト王一世全國協會」L' Istituto nazionale Umberto I. は一般官廳労働者及び下級官吏の孤兒の扶助に多大の貢献をなして居り、育英事業で特に著名なものとして「ローザ・マルトニムツソリーニ全國獎學會」L' Istituto nazionale di assistenza magistrale Rosa Maltoni Mussolini があるが、これは同様にローマに本部を置き、故ローザ・マルトニ（ムツソリーニの亡母）の姓に因み、専ら育英資金交付を以つて貧しき小學教師の子女の勉學に寄與してゐる。

一九三〇年にはまたイタリアでは一般經濟の危機に直面した當時、特に労働者の豫防救濟施設事業を痛感した結果、國民ファシスタ黨の直接事業として「ファシスタ黨救濟事業團體」Ente Opere Assistenziali del P. N. F. の設立を見たのであるが、これは一九二五年以來、ファシスタ婦人團の事業として伸展してゐたものが、その後各

種活動の規律と調整を必要として、黨の事業に移管されたものである。かくて、この團體はファシスタ黨地方幹事から直接指令を仰ぎ各府縣に存置されるが、主要な任務としては、

- 一 失業者に冬季救済
- 二 労働者の兒童に對して、一定期間若しくは永續的に夏期轉地訓練をなす場合に、その監督、管理、またはその組織等の編成任務に就く
- 三 シンダカート組合「Sindacati」機能との協調を以つて、府縣の稻植従業員の救済組織の施設等である。

「註」

イタリアに於けるシンダカート組合は、一九二一年に起り、つまり同一種類の労働授與者（雇主）*Datore di Lavoro* 並に労働者（労働提供者）*Lavoratore, Prestatore*

*I'Opera* の組合であり、機能としては、教育的、援助的、社會的に各々のシンダカート組合の生産者の良心を形成し指導するものであつて、一九二六年四月三日には、法律第五六三條によつて、シンダカート組合と労働規約、労働裁判、工場閉鎖及び罷業の禁止等が認定されたのであつた。

なほ保険施設による労働者の保護救済に關しては一九三〇年九月二十七日、全國社會救済後援會 *Patronato Nazionale per I' Assistenza Sociale* の設定を見て、これはローマに本部を有し、労働憲章第二十九條の精神に基く一個の技術機關であつて、この機關を通じて保護救済の任務を果すもので、保険種目として、傷害保険、職業疾病保険等を擧げ得る。

### ハ、出征者並に遺家族に對する保護策

イタリアでは一九二一年八月二十一日法律第一三一二條及び一九二二年一月二十九



日法律第九二條を以つて、公共或ひは私設の經營團體は、歸還傷痕軍人を義務的に採用すべきことを課してゐるが、一九三六年末日の統計によれば、公共、半官會社では四萬五千人の傷痕軍人が就職し、私設團體では十萬人餘の就職者を數へてゐる。

すなはち、この採用令によれば全國の總ての雇傭主にして現在十名以上の従業員を使用する場合、組合省の規定に基いて、特殊の例外を除いて使用人數、十名乃至二十名の割に對して必ず一名以上の歸還傷痕軍人を使用すべきことになつてゐる。

そして、特に電信受信員、農村郵便夫、專賣品の小賣販賣等の就職に對しては、彼等にその優先權を附與して居り、かつ金融機關、農事改良機關は恩給所有者の傷痕軍人には資金貸與法を設けて居り、つとめて彼等に地方の農耕事業に就職せしめる方針を採つてゐる。

また國軍將校級の軍人に對しては、

イタリア退役將校全國聯合（法人組織）があり、一九三四年九月二十八日勅令を以

つて佐官、尉官、赤十字社所屬將校等にして豫備役、待命並に後備の者は自己の要請に基いて加盟し得るものとした。しかし國家公益に害ありと認められる行爲のあつた者に對しては無論許可されず、かくして各自現役當時の位階に準じて會費納入割當を決定し、これを基本資金として會員の私的生活援助を行つてゐるが、行政上は陸軍省管理下に在つて、ファシスタ黨幹事長がこの聯合會長の椅子を占めてゐる。

尙、右の傷痕軍人遺家族に對する救護施設としては、次に述べるやうな機關を以つてその活動を期してゐる。

一、全國傷痕軍人救濟保護事業 *L'Opera nazionale per la protezione e assistenza agli invalidi di guerra*

これは一九二七年三月二十五日の法律によつて半官半民の協會として、その目的とするところは傷痕軍人の孤兒に對する就職、職業教育、衛生、精神教育等を擧げられる。

二、戦闘團全國聯合 *Associazione nazionale Combattenti*

一九二三年六月勅令を以つて法人組織で設定され、記名團員に對し主として健康上に關する無料治療を目的としてゐる。

三、戦役遺家族聯合 *Associazione fra le famiglie dei Caduti in guerra*

一九二四年二月七日の勅令で、法人組織を以つて創設され、國家に貢献した犠牲者に謝する意味で遺家族相互間の救援機關である。

四、國家建設ファシスタ傷痕軍人遺家族全國聯合 *Associazione nazionale famiglie Caduti fascisti mutilati e invalidi per la causa nazionale*

一九一九年、ファシスタ運動による國家建設に盡力して負傷した勇士の聯合團體として設立されたが、其の後一九二五年この種の諸團體をば合併して、當團體の誕生を見たのであるが、任務としては傷痕軍人の各遺家族間の親睦を圖り、特にその孤兒または兩親、寡婦を扶助し、國家觀念を喪失せしめないやうな精神教育と同時にその生

活に援助を與へるものである。

かくて、今次大戰を契機にイタリア政府は今まで述べて來た戦死者の遺家族救濟事業の一層重要性を認めたのであるが、現在これに關する適確な統計資料無く具體的な數字等を擧げ得ないことを遺憾とするが、その要諦は一九四一年一月五日のポポロ・デイタリヤ紙上の報ずる處によれば、大臣閣議の席上、政府首長ムッソリーニの提案に基いて、戦役によつて寡婦となつた者やその孤兒となつた者に對して、年金下附の修正法案の成立を見たやうであり、即ち、從來の寡婦及び孤兒に附與された額の約二倍の増額を決したものである。しかし、この場合に他に國庫負擔によつて、或ひは公共團體等から規定の年金を受ける者は、これの重複を避けて原則規定の半分を支給するものとしてゐる。

また、戦死者の兩親、祖父母等への年金も從來の十%増と決し、なほ唯一人の子息を戦死させた場合、若しくは數人の戦死者を同一家族から出した場合はその兩親に對

しては二十五%の支給増加と決し、戦病死と認められた者の寡婦またはその孤兒の年金も七%を増加してゐる。

なほこの改正措置は曩にファシスタ國家建設に因るその遺家族に對しても一律にその効果の發生を含むものとしてゐる。

遺家族優遇の方途としては、この他に從來から、かの羅馬進軍、フイーメ進軍等の參加勇士にその従軍記念の功勞章佩用法を認めてゐたが、一九四〇年八月更に勅令によつて、この程佩用規定の特權擴大を期し、戦死者遺家族章の佩用者の恩惠の大なるものとして、各種の社會施設を受ける場合、特別な優遇法を講じてゐる。

## 二、家族保護施設

前項に述べた各種の施設は、とりも直さずファシスタ國家成立以來、常に綜合國家體制に基く社會政策の現として伸展したものであるが、さらに今次大戰參加以來は特

に人的資源の重要性を痛感し、一九四一年三月二十三日の勅令では、現大戰存續期間中は家族を有する戸主に對して現給引上停止令の關係からその家族扶養補助金額の修正が行はれた。

しかし、原則としてはこの支給額に最大限度を附し、これに支拂ふ雇傭主側の支拂額は毎定給額以上を超えることを得ざることとなつて居る。かくして、國庫の補助金に對する負擔額は一九四一年度の一ケ年の總額は三億五千萬リートをその限度とした。

さて、家族保護の施設を述べるに當つて、一應、イタリヤではその家族の倫理性保護については如何なる處置を採つてゐるかといふに、民法第四百八八條によつて、家族の本體たる夫婦は、これを夫婦の一方の死亡によつてのみ結婚解消を認め、イタリヤではカトリックの宗教上の關係などに基いて離婚は認められない建前となつてゐる。従つて第四百四十九條に別居を認める場合として、姦通、遺棄および虐待脅迫、危害等の場合を擧げてゐる。但し、家庭若しくは他所に夫が蓄妾してゐる明白な事實な

き時は、男の姦通の故をもつて別居行爲は許されないし、また同様に妻に危害を加へた事實なき時は別居を認めてゐない。なほ、また夫婦の一方が刑罰の宣告を結婚以前に受けたる場合、若しくは夫婦の一方がこの事實を豫め察知し得たる場合等を除いて、夫婦の一方が刑の宣告を受けたる理由をもつて相手方に別居の要請をなし得る。妻は、夫が何等正當なる理由もなく、その住居を一定せず、あるひは口實をもつて自己の都合上から、その住居を定むることを拒む場合はまた別居を要請し得ることになつてゐる。

しかし、和解は別居申請の権利を消滅し、かつ提出された請求の棄却を誘導する。故に、別居宣告をなせる裁判所は、家族保護の立場から、さらに夫婦のいづれかの一方がその子女を扶養および教育の責に任ずることを宣告するのであるが、裁判所は場合によつてはその子女を、ある種の教育機関なり、第三者なりにその扶養を委託せしむることを得るのである。

また裁判所は夫に對しては、結婚中、妻が懐妊せる子女をその父と認め、結婚擧式前百八十日未滿に出生せる子女は結婚中の妊娠と認め、結婚解消後三百日を経たる出生はこれを認めない。

大體右のやうな民法上の規定によつて、イタリアではその倫理性保護に當つてゐる。

次に、結婚奨励策としての獨身税に關しては、一九二八年九月二十四日の勅令第二二九六條の定むるところに従つて、イタリアでは滿二十五歳より滿六十五歳に至る獨身者に、その社會的經濟力と地位と年齢によつて累進課税法を採るものとされてゐるが、これ等の課税金の用途は、前に述べた「母性及び幼兒保護國民事業」の完遂のためにあてられてゐる。

また多勢家族 *famiglia numerosa* の償金、免税に關しては、さきに一九二八年及び一九二九年六月六日の法律制定によつて、人口増殖の見地から多勢家族への償金下附

が決せられ、さらに、一九三五年六月二十二日には勅令第一一八三條をもつて、多勢家族の戸主に對する免税法にまで進展した。

これに適用される資格者としては、一般國家従業員、官吏、軍人、及び公共團體従業員にして、イタリヤ國籍を有する子女七人、若しくはそれ以上を扶養する者。一般市民にして十人以上の子女を扶養する者。過去に十二人以上を出産した家族において、現在イタリヤ國籍を有する六人以上を扶養する者。等で、家族税、都市附加税、不動産收益税、府縣附加税、營業税、都市税、協同組合都市評議會に對する納入税、土地家屋税、農業税、等に關して綜合收益一箇年十萬リール未満の者に對して免税の恩典が與へられてゐる。

また結婚獎勵金については、一九三五年三月一日以降支給を實施してゐるが、その割當額は國軍將官五千リール、A級官吏四千リール、B級官吏三千リール、C級官吏二千リール、一般俸給者千五百リールに區別され、さらに、結婚による第一出生兒に

對しては四百リール、第二出生兒には六百リール、第三出生兒に對しては千リール、割合による獎勵金を附與してゐる。

かくて、一九三五年度末の調査によれば、これ等の結婚、出生に對してイタリヤ國庫は一箇年に總額三千九百四十五萬二千三百五十リールを出費してゐる。その内譯は、結婚報償件數五千三百件に對して一千二百六萬七千五百リール、出生報償件數二萬一千七百九十八件に對して二千七百三十八萬四千八百五十リールとなつてゐる。

なほ以上述べた外に、私設團體従業員に對しては家族扶助補助金の交附、結婚、出生費用貸與施設等があり、結婚、出生費用貸與に對しては一九三七年七月一日以來、國內九十四縣において、各々その監督下の機能を以つて行はれ、滿二十六歳を超えざる夫婦に對して最低限度一千リールより最高限度三千リールの金額を貸與してゐる。そしてこの返済方法は、結婚の場合、子女の出生なき場合に限り結婚後十二箇月目から支拂を開始し、子女の出生の場合は、支拂金額の一〇%を減ずるものとされてゐる。

最後に、私設團體従業員に對する家族扶養補助金の額に對しては、次に掲げる表に示す割合を以つてなされ、この下附に關しては「社會施設全國ファシスタ協會」がその支給と管理權を有し、これの統制には工業、農業、商業、金融、保險等の各委員會がその任に當つてゐる。しかして、この雇傭主側の一般負擔額は總計補助金の一〇%と規定され、特に農業従業員にあつては、一般従業員に對する補助金總計八%を雇傭主側の負擔に歸し、他の勞務員に對しては雇傭主側の全部的負擔としてゐる。

また商業の場合には、總計の六・二五%を雇傭主側の負擔としてゐる。  
 なお保險、金融、稅收吏、自由職業家、藝術家等への補助金割當についてはこゝに擧げることゝを省略する。

補助金額表  
 工業従業員の部 (單位リラ)

手工勞務員	日	一週	二週	十五日	一ヶ月
扶養子女一人	一・〇〇	六・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	二五・〇〇
同 二人又は三人	一・四〇	八・四〇	一六・八〇	一八・二〇	三六・四〇
同 四人以上	一・八〇	一〇・八〇	二一・六〇	二三・四〇	四六・八〇
一般従業員					
扶養子女一人	一・五五	九・三〇	一八・六〇	二〇・一五	四〇・三〇
同 二人又は三人	二・〇五	一二・三〇	二四・六〇	二六・六五	五三・三〇
同 四人以上	二・四五	一四・七〇	二九・四〇	三一・八五	六三・七〇
妻	二・二〇	一三・二〇	二六・四〇		
兩親	一・四五	八・七〇	一七・四〇	一八・八五	三七・七〇
農業従業員					
給料者	日	一週	二週	十五日	一ヶ月
扶養子女一人	〇・六五	三・九〇	七・八〇	八・四五	一六・九〇
同二人若しくは三人	一・〇〇	六・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	二六・〇〇

職	日	一週	十五日	月	
同 四人以上	一・二五	七・五〇	一五・〇〇	一六・二五	三二・五〇
妻	一・四五	八・七〇	一七・四〇	一八・八五	三七・七〇
兩 親	〇・八〇	四・八〇	九・六〇	一〇・四〇	二〇・八〇
一般従業員					
扶養子女一人	一・五五	九・三〇	一八・六〇	二〇・一五	四〇・三〇
同二人若しくは三人	二・〇五	一二・三〇	二四・六〇	二六・六五	五三・三〇
同 四人以上	二・四五	一四・七〇	二九・四〇	三一・八五	六三・七〇
妻	二・二〇	一三・二〇	二六・四〇	二八・六〇	五七・二〇
兩 親	一・四五	八・七〇	一七・四〇	一八・八五	三七・七〇
商業従業員の部					
職 工					
扶養子女一人	一・〇〇	六・〇〇	一二・〇〇	一二・〇〇	二四・〇〇
同二人若しくは三人	一・四〇	八・四〇	一六・八〇	一六・八〇	三三・六〇
同 四人以上	一・八〇	一〇・八〇	二一・六〇	二一・六〇	四三・二〇

銀行員の部	日	一週	十五日	月
妻	一・三五	八・一〇	一六・二〇	三二・四〇
同 兩 親	〇・八〇	四・八〇	九・六〇	一九・二〇
一般従業員扶養子女一人	一・五五	九・三〇	一八・六〇	三七・二〇
同二人又は三人	二・〇五	一二・三〇	二四・六〇	四九・二〇
同 四人以上	二・四五	一四・七〇	二九・四〇	五八・八〇
妻	一・九五	一・七〇	二・三・四〇	四六・八〇
同 兩 親	一・一五	六・九〇	一三・八〇	二七・六〇

伊太利金融、商業、羅馬銀行

高級行員、一般従業員、書記

扶養子女一人若しくは用員一人  
 同 二人若しくは三人或は用員一人  
 同 四人以上或は用員一人  
 同 妻

一四〇・〇〇  
 一六一・〇〇  
 一五九・〇〇  
 一四三・〇〇

イタリヤの文化政策

一四〇

同 兩親若しくは祖父母

九一・〇〇

手工勞務員、夜警、雜役

扶養子女一人若しくは用員一人

五六・〇〇

同 二人若しくは三人或は用員一人

六三・〇〇

同 四人以上若しくは用員一人

七〇・〇〇

同 妻

六五・〇〇

同 兩親若しくは祖父母

三九・〇〇

以上總計の一四・七五%を雇傭主側の負擔とす

准銀行員の部

府縣地方銀行（民間私立の農村信用組合第の諸銀行）

高級員、一般従業員、書記

月

扶養子女一人若しくは用員一人

七〇・〇〇

同 二人若しくは三人或は用員一人

八四・〇〇

同 四人以上若しくは用員一人

一〇五・〇〇

同 妻

九七・五〇

同 兩親若しくは祖父母

五八・五〇

手工勞務員、夜警、雜役

扶養子女一人若しくは用員一人

四二・〇〇

同 二人若しくは三人或は用員一人

六三・〇〇

同 妻

五八・五〇

同 兩親若しくは祖父母

三九・〇〇

以上總計の一・二五%を雇傭主側の負擔とす

以上のやうな保護施設と共に、一九三八年二月以降、多勢家族のみを以つて組織した多勢家族聯盟が全國フアシスタ聯合の管理下に別に保護事業を起こしてゐるが、原則としては七人以上の子女を有する家族だけについて加盟登録が許され、會員組織を以つて相互援助に乗り出すこととなつたが、現在では漸次五人若しくは六人の子女を有する家族にもその加盟權利を認められるやうになつた。かくして聯盟自體の任務は



會員の救済はもとより道德的任務遂行を期することにあるが國家も毎年これに對し或る程度の事業補助金を下附してゐる。

## 第七章 宣傳と文化施設

### イ、思想取り締

ファッションモの現象は、これを文化面から觀れば、現代のイタリアではファッションモの觀念、主義、及びその實現は尠くとも普遍的なものとして居るが、詮るところ、ファッションモの言葉無くしては全人類は眞の自由とか平和を受け得ないとし、かつ正しい新しい文化もこれなくしては刺戟し或ひは創造し得ないとしてゐる。

ムッソリーニが政權獲得後は、民衆は十九世紀の政治形態とその文化に或る意味に於いて倦怠を感じてゐたことを既に洞察して、彼は新舊文化の調和を意圖したこと、これに起因するものであつた。すなはち、新しい秩序 Ordine と規律 disciplina

と階統 *scarchia* の再建を叫んだその第一の手初めとして比例選挙を廢して官製名簿による新選挙法を採擇したのであつたが、この結果、一九二四年四月六日の選挙戦では流石にファシスタ黨が議會で多數を占めたのであつた。しかし、民衆のある一部では依然として「賭事勝負」の選挙觀を脱し得なかつた嫌があり、新議會の第一會開催當日は議場は一大混亂に陥ちて、社會主義黨員のマツテオツティは當時熱狂したファシスタ黨員によつて殺害された事件があつた。しかしこれを契機として反政府運動も徐々にイタリヤからはその影を没するやうになつた。かくてファシスタ黨の機關新聞や言論は從來から多分に控目であつたものが、これ以後は公然とその思想や言論を披瀝するやうになつた。

政府としても一面その政治的自由批判は嚴重にこれを禁ずる處置に出ると同時に他面に於いては積極的に凡ゆる宣傳機關の統制に完璧を期するやうになつたのである。

ここに、協同體國家としてのイタリヤが一九二五年法人格をとらない國家の爲めに産業部全體の協調と統一を圖る機關的組織を創り、組合國家の垂直組織の「シンダカート組合」と共に水平組織の「協調組合」*Corporazione* を設定したのであるが、この二十二種別の協調組合のうち、この場合特に「自由職業、藝術協調組合」*Corporazione delle professioni e delle arti* と「紙、印刷協調組合」*Corporazione della carta e della Stampa* を指摘し得る。前者の「自由職業、藝術協調組合」はさらに分科會 *Sezione* に分類されて法律、衛生、技術、藝術の四種類となつて、各代表者を以つて相互の協調に資して居り、後者は出版、新聞、著述家、ジャーナリスト、美術家等の營業主と各技術家の代表者を以つて組織し相互の協調精神に則ることとなつた。要するにファシスタ政策は凡ゆる生産部門に互つて干渉と統制を加へ、思想文化の部門でもこれ等の述べた機關は畢竟、國家的目的に適應指導させるための中樞的機關として一種の行政機關と見られるやうになつた。

やがて、この政策遂行に伴つて、かの非合法組織の徹底的弾壓の取締りが行はれたことも言を俟たないが、これによつてボルシェヴィズモや社會主義、民主主義が全面的に敗退して今日のイタリアではこの種の運動は皆無であるとは、既に常識とはなつてゐるが、それでも一九二六年當時には反ファシスタ陰謀の對策として、主要都市には「オヴラ」OVRA, Opera Vigilanza Repressione Anti-Fascista なる名稱を以つて、反ファシスタ彈壓警察部を設けてこれを監視した位であつた。しかしこれは現今は廢止されて、その必要は認められず、これに代るものとして、政治的に公の秩序と安寧保護を目的とし併せて國境の特別守備隊格に、國防義勇軍 *La Milizia Volontaria per la Sicurezza Nazionale* が存在し、これは先きに一九二三年ファシズモ大評議會の決議によつて創立され、つまり革命の護衛軍としてイタリア國軍の別働隊として王に忠誓を契ふものである。ムッソリーニ自身がこの總司令官の位地に立つてゐるが、この編成は古代ローマ軍のそれに則り、國土防空、海上防空の任務と鐵道、港灣、遞

價、森林、道路等の保護に任じ、ファシスタ黨員ならば二十歳以上の資格を以つてこれに参加し得ることになつて居り、特に重要な役割として政治警察の任務であるが不穩文書や旅行者にかかはるスパイ跳梁を嚴重に取り締ることもこの特別隊の責に含まれてゐる。

## ロ、新聞統制

イタリアでは一九二五年十二月、新聞紙取締法を出して、翌年、日刊新聞の許可制を實施したのであるが、ことに新聞事業統制の綜合的機關として、ローマに全國新聞記者ファシスタ・シンダカート組合 *Sindacato Nazionale Fascista dei giornalisti* があり、これに従屬して各地方には同業組合が存置するが、さらにこれは前に述べた「自由職業、藝術協調組合」との聯絡を有し、かかる組織力によつて、さらに全國協調組合評議會 *Consiglio Nazionale delle corporazioni* に聯絡を有つてゐる。

政府はなほその言論機關の利用政策の手段として、一九三〇年「自由職業、藝術組合聯合」の指導下に特にローマでは記者養成學校 *La Scuola professionale per i giornalisti* を起し、この機關の卒業者だけがその智識的、技術的の價値を認められ、現在では大半この所定の經歷を踏んだものだけが、その地位上の保證を享けてゐる。

「各新聞紙の閱歴と現狀」

一九二五年末の新聞紙取締法によつて多大の影響を蒙つたものに、當時業界で第一位の發行部數を誇つてゐたミラノの自由主義的傾向を有つてゐた「コツリエレ・デルラ・セーラ」*Corriere della Sera* と、ローマの「イル・メツサジエロ」*Il Messaggero*、があり、これ等は自然その編輯方針に多大の干渉を受けることとなつたのも時代の流れでやむを得なかつたが、これに反して「アヴァンティ」*Avanti* を廢してムツソリーニの直接機關新聞となつた「ポポロ・デイタリア」*Popolo d'Italia* や「レヂメ・

ファシスタ」*Regime Fascista* 等は俄然政府の保護の下に益々發展の域に達した。

また、これに反して急激に没落の運命を辿つたものとしては、*L'Unita* (赤色系)  
*La Giustizia* (社會黨)<sup>ラ・ヂュスティツィア</sup> *La Voce* (共和黨) 等を擧げることができる。

したがつて、この結果は自から新聞紙の一般の傾向として、營業的でなくなつた一面に、多分に單調な記事を掲げた憾はあつたが、紙面の大半は政治的のものと教化的のものだけで埋められるようになり、この觀點からの効果は非常に大であつた。現今もなほ引續きイタリアの新聞紙はこの一色で盡きてゐる。

また、現在、世界的に政治外交の評論家として著名なヴィルヂニオ・ガイダ *Virginio Gayda* 氏が主筆となつてゐるゾオルナーレ・デイタリア *Giornale d'Italia* 紙は、一九〇一年、ローマに創刊となつたものであるが、現在その發行部數は三十有餘萬で一大勢力を持つてゐる。しかし、これは以前フリーメーソン結社の機關紙と稱せられて居つたもので、一九二七年にファシスタ黨によつて買收された以來今日の隆盛

を齎した。

なほ、さきに述べたコツリエレ・デルラ・セーラは、一八七六年ミラノに創刊號を出し、現在その發行部數は四十有餘萬といはれ、現今では過去の自由主義的色彩は殆んど一掃された。

ボボロ・デイタリヤ紙もムツソリーニが政權獲得當時、彼の弟アルナルド Arnaldo がその經營に當つたといはれ、現在その發行部數は四十有餘萬と稱せられてゐる。

この外にローマに在る法王廳の機關紙である「オツセルヴァトーレ・ロヤノ」 Osservatore Romano は、一八六〇年創設であり、同じくローマの「トリブナ」 Tribuna は一八八三年の創設で現在はファシスタ系と目され、「メツサヂエロ」は一九一八年の創設で現在は穩健ファシスタ系である。

なほ「スタムバ」 Stampa 紙はトリノーに存し、一九三一年の創刊で矢張りファシスタ系である。

以上列記した新聞は著名なものばかりであつたが、これ以外にイタリアでは更に十數種の地方新聞があるが、格別政治的には重要性を認められてゐない。

最後に、日本の官報に該當するガゼッタ・ウフィチヤレ Gazzetta Ufficiale は一般政府の公報にあてられてゐる。

## ハ、ラデイオによる宣傳

國の内外を問はず宣傳機關として最も重要な地位を占めるラデイオも、イタリアでは現在國民文化省の統制下にあるが、古くから此の國はマルコニーを出しただけに、この事業は最初から公共團體の手に委ねられてゐた。

初めはイタリア・ラデイオ同盟 Unione Radiofonica Italiano の機關によつてこの放送權を政府より委ねられてゐたが、やがて一九二七年、イタリア・ラデイオ團體

Ente Italiano per le audizioni radio-foniche に移され、放送のプログラムは逐一、國

民文化省の検閲監督の許可を経て行はれる。

無論、この検閲監督の機關を組織する顔觸はファッション商、工、農業シンダカート組合、及び自由職業、藝術家聯盟代表を以つて、充てられてゐる。

現在イタリアの國際的ラディオ放送局として代表的なものは、ローマ、バレルモ、トリノー、ミラノ、トリエスト等のそれを擧げ得る。そしてこれ等の放送局は歐羅巴は勿論、米洲、東洋、アフリカ植民地等に對し短波放送の設備を持つものとされてゐる。

## 二、映畫宣傳

イタリアでは民衆啓蒙の缺くべからざる娛樂として映畫を重視して居り、現在全國には約五千の映畫館を有してゐるといはれ、しかも文化的宣傳の武器として甚大にその效果的價値を認められてゐる。

一九二九年には世界各國では映畫使用の統制法の修正を行つたことがあり、この時、フィルムof國家管理制が叫ばれたのであつたが、いよいよ一九三三年八月、ジュネーブでは國際聯盟および非國際聯盟の各國代表の關稅會議が開催される運に至つた際、その席上で各國は、特に文化教育に關する映畫に限つてその輸入重税を免する規約を制定したのであつた。かやうに全世界を擧げて映畫價値の再認識の示唆をなし、これを刺戟した一因は、さきに一九二八年十一月、フランスカテイのファルコニエリ莊で、ムツソリーニ司會で、教育映畫國際協會を開催したことが大いに役立つた。この國際協會では當時五箇國語と五種類の出版様式を以つて、「國際映畫雜誌」La Rivista intercinéの發行を見たのであつた。

なほ、イタリアでは他國に例を見ない誇り得るものとしてこの協會では映畫の本來の特殊性に着想して執筆せる「映畫百科辭典」の出版は四卷よりなる尨大なものである。

また、別に一九二六年には「ルーチエ国立映畫協會」Istituto Nazionale L. U. C. E. の設立を見たが、これにファシスタ政府の専ら宣傳映畫の製作にあたつて居り、この協會の政府より任命される委員會は主として、外國映畫との配給交換やそのプログラム編成等の決議を與へる任務を有ち、特に海外に向けて正しいイタリアの實狀を宣傳普及することを目的として、政治上、文化上に重大な役割を擔つてゐる。

因に、これ等の苟くも文字と目による宣傳に係る一切の事業は、國際的に益々重要性を帯びて來たため、さきに一九三四年九月十一日の勅令でイタリアではムツソリーニの直接主宰下に「新聞、宣傳次官局」Sottosegretariato di Stato per la Stampa e la Propaganda の名稱下に凡ゆる内外新聞、雜誌、映畫、演劇等の發展と統制を司つて來たのであるが、最近、觀光局の事業とを併合して、國民文化省の管掌下に置かれるようになった。

## ホ、文化宣傳協會

### A、王立イタリア學士院 Reale Accademia d' Italia

これは、イタリアの民族的天才と傳統によつて、國民的特質とその純潔を保持する意味からと、かつ國境外にもその影響と伸展を援助するために、一九二六年二月七日、勅令をもつてこの學士院を創立したのであるが、これはまた現代イタリアに於いて、最高の智的運動を促進し、調整し、すなはち、ファシズモの秀れた高い教化と最高級の教育といふ重要な問題に對處する任務を有してゐる。

一九四〇年當時の規定によれば、當學士院は六十名の會員を限度としたが、(一) 倫理及び歴史 (二) 物理、數學、自然科學、(三) 文學、(四) 藝術の四部門に分たれた各々の學界の第一流の學者を以て占められた。従つてこの會員に推薦されることは、その道における唯一の榮譽を擔ふものとされて一般國民からは絶大な尊敬を受け

てゐる。

國家はまたこの學士院に對して毎年百萬リールの賞金と補助金を交附してゐるが、この交附金の用途は、個人若しくは團體にして有意義な研究を遂げるものに分配されることとなつて居り、かつ、コツリエレ・デルラー・セーラ紙によつて別に設定された五十萬リールの四個のムツソリーニ賞も、各々の所屬部門の最優秀者に授與することになつて居り、謂はば、かかる見地からして、これは一種の學界の獎勵機關と云ふべきである。

また、この協會はイタリアは勿論諸外國の古文書の研究を獎勵して居り、併せてその資金に對する評議を行ふ任務が課せられ、そのみならず「イタリア・エディソン電氣協會」La Società Italiana Edison di Elettricitàの八百萬リール以上の資金を管理する權限を與へられ、これによつて生ずる年收四十萬リールは、平時における實際學術會議の費用に當てられる。

B、ファシスタ文化全國協會 Istituto Nazionale Fascista di Cultura

一九二五年三月、ボローニヤに於けるファシスタ智識會議ではファシズモと文化の不可分關係が確認された以來、その意義は重要なものとされ、かつてはイタリアの古代文化は真にその姿を紹介されなかつた憾があつたため、一九二五年十二月、ムツソリーニの臨席下にカムビドツリオで莊重な開會式が行はれ、翌年八月六日、勅令によつて法人組織となつたものである。

現今ではこの協會は全國的の組織機關となり、指導部はローマに設置し、各地方の支部はいづれもファシスタ戰鬪團聯盟の監督下に活動を續けてゐる。

なほこの協會は地方支部とは關係なく、別途にファシスタ戰線に經驗と信念を有するファシスタ黨員を編成して、新しいファシスタ文化の研究とその普及にあたらしめてゐる。



さらに、この協会の援助によつて、以下のやうな諸團體がファシスタの政治、文化に大いに貢献してゐる。

古典劇全國協會 L' Istituto Nazionale del Dramma antico

伊・獨協會 L' Istituto Italo-Germanico

中央亞細亞及び極東協會 L' Istituto per il Medio ed Estremo Oriente

中央イタリア行政學會 Il centro Italiano di Studio per le Scienze Amministrative

イタリア國際法學會 L' Istituto Italiano di Diritto Internazionale

以上のやうに、この協会は文化使命のためにファシスタ文化、教育、政治等に關する數種の雜誌出版に加へ、また、協會の創設にかかる圖書館も文化普及に大いに貢献してゐる。

C、全國調査研究評議會 II Consiglio Nazionale delle Ricerche

この評議會は政府首長たるムッソリーニの直屬下におかれ、イタリアの技術、經濟等の發展進歩に密接な關係を有ち、各科學研究を整理し、全國にはこれに附屬する十一の委員會を擁してゐる。つまり、國民最高技術評議會と云はれ、國內第一の科學學會と見るべきである。

D、イタリア百科辭典協會 L' Istituto Enciclopedia Italiana

一九二五年、上院議員デオヴァンニ・トレツカニの支持を得て創設されたもので、始めは科學、文學、藝術の百科辭典編纂にあたつてゐたが、その後次第にファシズム理念を通じてイタリアの眞價を示す内容の書籍編纂に變り、一九三三年法律によつて認定された當時は故グツェルモ・マルコーニがこの會長に推され、副會長としてデオヴァンニ・トレツカニ及びデオヴァンニ・チェンティレーレがその職に在つた。

E、フアシスタ植民協會 L' Istituto Coloniale Fascista

アスマラ會議後、一九〇六年一月二十日、イタリア植民協會の名によつて創設されたものが、一九〇八年五月現在名の協會となり、植民宣傳の唯一の團體と目され、さらに、一九二八年フアシスタ黨の正式承認するところとなつたものであるが、事業の主たる目的はイタリア本國と植民地を常に連絡維持するにあつて、イタリア植民地年鑑の出版がある。

F イタリア船舶協會 La Lega Navale Italiana

これは夙に一八九七年六月起つたものであるが、一九〇七年二月法人となり、現在はフアシスタ黨幹事長に直屬するものとなつてゐる。

この機關の事業目的は、海運政策、海の愛好心を養成し、また旅行や各種の文化活動、スポーツ、經濟界の事業を通じて海事思想の普及を圖り、そのうち出版事業とし

ては、海事書集、海語集、商船年鑑等を擧げることが出来る。

G イタリア國際大學協會 L' Istituto Inter-universitario Italiano

外國人にしてイタリアに來訪して勉學又は娛樂を目的とする者に、イタリアの香り高い文化活動を理解させるに處する事業であつて、一九二三年設立されたが、現在、フイレンツエ、ローマ、ラヴェンナ、ベルヂア、シエナ、フアエンツァ、ヴェネツィヤ等の各大學ではイタリアの言語、文學、フアシズモの解説講座を開いてゐる。

なほ前章にも述べたやうに、外國青年の希望に従つて、長期のイタリア滞在を機會にフアシスタ大學生集團に加つて、フアシスタ青年の生活様式を實際的に體驗させる便宜のあることは勿論で、要するにこれ等の事業は凡てイタリア學生と各國青年學生の間に國際的親睦と相互の精神的理解を達成しようとするにほかならない。

H イタリア知識協力會 *Commissione nazionale italiana per la Cooperazione intellettuale*

一九一八年十二月、法律によつて羅馬にこの協力會の本部を設置したのであるが、この代表委員の顔觸は國民教育省と外務省の推薦によつて選ばれたイタリア文化についての著名な人士をもつて網羅して居り、會長一名と副會長二名を加へ五十名の代表員を制限數として、すべて勅令によつて任命される。

しかして、この協力會の任務としては、世界四十一箇國の國際知識協力會と文化の提携に努力し、對外的に全イタリアの知識文化團體を代表して各國の文化公開會議に列席する。したがつてこれ以外のいかなる文化團體もこの國際間の會議には直接參加し得ないことになつてゐる。

今までにこの系統の學術研究會議には外國に於いては既に八十回以上出席してゐるが、イタリア國內だけでは五十八回催されてゐる。そのうち主なる國際會議を拾つて

みれば、一九三二年ミラノでは國際科學發表會が行はれ、翌年四月にはバレルモでは世界二十一箇國から約八百名の代表議員が出席してをり、第三回刑法國際學會が同じくバレルモで開かれ、同年十月マドリドで矢張り國際刑法學會が開かれ、さらに同年三月から六月に至る間にはロンドンの經濟學會にこの協會はいづれも代表議員を送つたのであつた。このロンドンの經濟學會ではイタリアの代表議員はファシスタ協同體國家の實現に至つた概要を説明したことは有名な事實である。

また、技藝的な發表會としては、一九三〇年巴里で金屬鑄造と彫刻の展覽會を開催し、さらに翌年同じく巴里でビザンティン派藝術の展覽會が行はれ、なほ、一九三二年には、現代イタリアの諸藝術家の出品寄贈によつてブカレストの繪畫展が開かれたが、これ等は全部この協會の活動と支持によつたものである。

なほこの團體の重要な活動任務としては各國との交換教授及び學生の選定に當り、かつ研究題目の審議、大學講座の開設、學生の衛生設備に關する論究の外に、國際大

學生會議ではイタリア側からはファシスタ大學生團の参加に盡力する等のことが挙げられる。

會て、一九三〇年にはフイレンツェの國民文化團體では、この協力會の指導によつて新しきイタリアの兒童教育に關する規則令書を公表してゐるのであるが、兎も角今までのイタリアに關する誤つた認識を是正することに大いに寄與し、學界でも幾多の刑法上に關して貴重な文献を提供してゐる。

かやうに述べて來た文化宣傳機關の施設は殆んど純然たる科學的文化だけに主として重點を置かれたものであるが、なほ、特に前章の人口問題と間接に關聯を有する文化普及と共に體育、規律の整調團體の機關として、

リットリオ青少年團 *La Gioventu' Italiana del Littorio* を、<sup>ム</sup>に殊更擧げることとしたが、これは通常 *G. I. I.* と稱せられ、これはファシスタ黨 *Partito Fascista* 内

に統一組織されるものであつて、黨幹事長が直接これを主宰して居り、任務は精神的教育、軍事教育、スポーツによる鍊成であるが、幹事長が國民教育大臣と協議して作成されたプログラムに従つて、小、中學校等で教育の指針を決定してゐる。

この目的に副ふ精神教育の講座の開設は無論、キャンプ、轉地保健團を編成し、學校の後援會を組織し、あるひは黨幹事長の任命した他の團體機關と協力して青少年團の教育に當つてゐる。なほ、ヂルには獎學資金制度を有して不幸なる青少年の指導に意を注いでゐる。

また、このヂルを構成するものには、六歳より十七歳に至る年齢別によつて級別になつてゐるが、男子の場合「バリツラ少年隊」「アヴァングワルディスト（前衛隊）」「ファシスタ青年隊」と四編成になつて居り、女子の場合は「狼の子幼年隊」（男・女・共）「イタリア少女隊」「女子イタリア青年隊」「女子ファシスタ青年隊」等に編成され、毎年ファシスタ徵集 *Leva Fascista* によつて、年齢により上級編成に進

むこととなつてゐる。

彼等の合言葉としては、如何なる場所と時を問はず、指導者の命には犠牲と克己をもつて、これを理解し服従することであつて、この事は、とりも直さずファシスタ革命の目的に副ふものであるといふ觀念から出發してをり、殊に自己の總ての情熱を鐵則によつて調制し、自己の道德的、社會的、政治的の立場を完うして行かんがためには、心身の鍊磨以外に方途はないとして、いかなる危険もこれを恐れず、信念に生きよ、と、教へてゐる。したがつて、彼等がその團員に参加するに當つては次のやうに宣誓を行ふ。

「神とイタリアの名において、デウーチエ (Duce 政府首長) の命を遵奉し、これに全力を傾け、必要の場合は自己の血を献げてファシスタ革命所以の目的に副はんことを期す」と、云ふのである。

なほ、女子のヂルには次のやうな各種團體が別に編成されてゐる。

- イ スポーツ團
- ロ 文化藝術娛樂團
- ハ 家政經濟團
- ニ 職業指導團
- ホ 農村青年主婦團
- ヘ 植民地婦人團
- ト 青年女子勞働團

また、各地方の女子のヂルは、ファシスタの理想に従つて、母性幼兒救濟事業に協力し、その種族の文化的使命と、婦人の植民地認識の昂揚に努力してゐる。

かくて、男女共にこのヂルのファシスタ青年隊からファシスタ徴集によつて本格的にファシスタ黨員となる資格を與へられるのである。

## 第八章 對外文化宣傳工作

### イ、イタリヤ文化の影響

紀元前五十五年と五十四年の二回に亘つて、今日のイタリヤ語で云ふブレターニヤ *Bretagna* すなほち往古のイギリスは、ローマのケーザルによつて遠征される機会を與へ、これによつて初めてローマ文明に接觸することとなつたと稱せられ、さらに後年、クラウディウスによつて征服されてからは南部イギリスの一帶は遂にローマの一州となつて三百五十年間支配されたが、殊にイタリヤの文藝復興に當つては、これまたイギリスはその文化の前に頭を垂れなければならなかつた。單にイギリス一國を擧げるまでもなく、當時、歐羅巴各地でこの影響を受けたのであつたが、この事はいか

にイタリヤの文化がその世界史上に重大な意義を持つたかを物語るに充分であらう。そして、この文藝復興による文化普及の徑路として、まづフィレンツェからアルプスを越へ、ライン河を渡り、フランス、オランダ等を経た後に漸くイギリスに辿り着いたと云はれるが、かやうに比較的他の歐羅巴大陸の諸國より遅れてその文化に浴したイギリスは、その至寶としてゐるシェークスピアもチョーサーもシェリーもこの影響によつて生れたものであつた。

また、イタリヤの文化をわが日本に就いて觀れば、天正年間に既に江戸とローマとの交通の道は開かれたことを史實は語り、一五九〇年にはイタリヤの耶蘇會士アレツサンドロ・ワリニャーニがゴアから印刷機を携へて來朝し、所謂、キリシタン版の基を開いたことや、慶長十八年九月十五日から二年の歳月を費して、伊達家の臣、支倉六右衛門常長がローマに使用して法王バオロ五世に謁見した交渉を有ち、さらに元祿時代に入つては元祿快擧の浮世繪は多分に西洋畫の影響を受けたとさへ云はれてゐる

る。

かくして、明治維新後となつてからは日本はその政治機構について、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ合衆國等から軍事、法律、經濟の各部門に亘つて學ぶものが多かつたうちにも、イタリアからは美術において大いに學ぶものがあつたと云はれてゐる。就中、トリノの自然主義派の畫聖アントニオ・フォンタネージ教授は明治九年、日本政府の招聘に應じて來朝し斯界に多大の貢獻をなしたのであつた。

また、建築界にあつても明治の初期には官廳等の建造物をはじめ多様にイタリアの智識を取り入れてゐる。尤も、現代に於いてもなほ建築界ではイタリアはモヌメントに關しては世界一を誇り、著名な建築技師 アントニオ サンテリヤ Antonio Sant'Elia の作風は、夢幻の世界を暗示するやうな豊かな想像力をもつて楕圓と曲線を用ゐてゐる點に特徴がある。

兎も角、日本は明治後はあらゆる科學と文化を歐米の諸國家から學ぶに當つても、一應は各國の長所を比較検討する時、常に吾が國を反省的な立場に置かせたものはイ

タリアの文化であつた。

殊に、一九三九年三月には國家的な文化提携の事實を見て、日伊文化協定が東京にて正式調印される運びとなつてからは、本格的に兩國文化の交流が一般日本人の間にも、特に思想的にも切實な問題として投げられたのである。この事は期せずして齊しく廣範な東亞共榮圏にも大きな影響を與へないでは置かないのであるが、しかもこの共榮圏内に住むカトリック教徒數百萬に對して國際文化の問題から云つても重大な關係を有ち、況んや、日本と法王廳との間に、使節交換の行はれてゐる實情から考へても、イタリアと日本及びその共榮圏とはその將來においても密接な關係と意義があるわけだ。

## ロ、アフリカ經綸

今次大戰によつて展開されつゝあるアフリカ戦局の推移については、その將來に關

する豫測とか推定は俄にこれを判断し得るものでもなく、寧ろ慎むべきことは當然であると思はれるが、とも角、前にも述べたやうにイタリヤは久しい以前から地中海政策によるアフリカ經綸の意圖を包藏してゐたものであつて、なほこれを歴史的事實によつて正確に言へば、即ち、一八七六年後、デブレテイス、カイロリ等の後を襲つて起つたクリスビ、ニコテラ、ザナルデツリの内閣首班が交々内政、外交に鞭をかけた頃から最早や既に顯著な現れとして、彼等は古代ローマの再建計畫の遂行に、イタリヤの地中海政策を認めてゐたのであつた。

いまこれを地理的に一應觀察してみれば、アフリカに於いてはイタリヤは、北部のリビヤと東南部エリトリア、エテイオピヤ、ソマリランド等を領有してゐるが、リビヤは地中海に沿ひ、エリトリアは紅海に臨み、ソマリランドは紅海に到るアデン灣と印度洋との境をなす要所を占めて居り、これによつてエリトリアとソマリランドとはエテイオピヤによつて陸路の連絡をなし、英領と佛領の兩ソマリランドとを完全に包

圍してゐる態勢にある。この事はイタリヤが、近東政策にアフリカをその足場に求めて、さらに對岸のアラビヤに對する政治的、文化的工作を施さんとする理由となつてゐる。

しからばイタリヤの地中海政策に基くアフリカへの進出は如何にして齎らされたかを概説すれば、獨立戰役後、三國同盟等によつて歐羅巴の外交は甚だ複雑性を帯び、かつイタリヤとしては非常な難局に立つたのであるが、これによつて政府は積極的な政策を餘儀なくされ、これに伴つて尨大な軍事費の増加に國民は喘いでゐたことも事實であるが、これより先き五年前、イタリヤの航空會社ルバツタイノは、紅海にあるアツサブ灣内の商船に石炭補給を目的としてその貯藏所を建設し、同灣沿岸の小政府から若干の領土を買収したことに初まるが、一八八二年に至つては同社はこれをイタリヤ政府に譲り渡したのであつた。政府はその後貯藏所の近接國の民族に對して、本格的の文化工作による善隣策を施したのであつた。



しかし、この當時、イギリスもエジプトの内政干渉に乗り出し、イタリヤに對してこのエジプト政策に協力を求めて來たが、イタリヤは三國同盟の締結國たる立場から外交上の紛糾を懼れて、當時の外務大臣マンチーニはこの要求を一蹴してしまつた。

このマンチーニの外交措置に對して、イタリヤ國內では、曾てカヴールが西歐羅巴の列強の懇望を容れてかのクリメヤ戰役に參加した頃のビエモンテ政府の積極的外交振を推賞して、マンチーニの政策を難詰したのであるが、このやうな國內輿論の沸つた折に、再びイギリスから參加要求があつたため、政府はつひにこの受諾の意を決した。

しかし、この結果は英、伊共にあまり戦績は擧がらず、當時、エジプトはスーダン及び紅海に、二、三の小港を領してゐたが、スーダンはマーデイに率ゐられた反政府運動を起し、この影響によつて、イギリスはこの地方の占領を放棄してしまつた。一方フランスはこの時、單獨でタヂウラ灣を占領した事實に呼應して、イタリヤにもマ

ツサワの占領を促して來た。かくて、偶々、一八八四年秋、イタリヤ人グスタヴ・オ・ビヤンキの旅行家の一行がマカツレとアツサブ間の途中で土民から虐殺された事件があり、俄然この事はイタリヤに遠征軍派遣の口實を與へることとなり、一八八五年マツサワを占領したのであつた。

しかし、マーデイ一味の掌握したカルテウムの政權喪失はやがてイタリヤのマツサワ占領後のイタリヤ軍を甚だしく悩ますこととなつて、イタリヤの海外發展策は意の如くならず一頓挫を來たした。

これに對したまもや國內輿論を喚起し、イタリヤではその頃ウイーン駐在のロビラント大使がマンチーニに代つて外務大臣となるや、彼は先づ三國同盟の修正をなすことに成功して、從來のこの條約が、とかくイタリヤに不利な點のみ多きを指摘して、即ち、ドイツはイタリヤに對して、地中海におけるフランスの發展を阻止すると同時に、オーストリアもまたバルカン問題に關しては現状維持を基礎にイタリヤとの協調

策を採ることを約した。

かやうにして、イタリヤではマッサワの不祥事件後、宰相デブレティスの死去後、フランチェスコ・クリスピが起つて内閣首班となり、彼は強固な意志力を以つて、イタリヤの威信と面目にかけて、特にその移民問題と、在外イタリヤ人の智識開發のため一層イタリヤ主義の普及策を講じた。なほ一八八九年五月二日ウツチャツリ協約でアビシニヤをイタリヤの保護國とした。これによつてイタリヤの植民地發展は日毎に進み、ソマリ半島の廣範圍に亘つた地域を保護國とし、また東アフリカ商社の所有してゐたブラヴァ、メルカ、モガデイシヨ、ワルシエク、ムルテイの諸港に關し、イギリスがサルタン王から受けた既得權をイタリヤに獲得し、この地方にイタリヤ文化の注入に努めたのであつた。しかし、一八九六年三月再びアツバ・ガリマでイタリヤ軍とメネリクとの間に戰端を開き、イタリヤ軍は土地の事情に不案内であつたため敗戦を喫し、この餘波は内閣の更迭まで招いたのであるが、この影響は植民地發展策に

も多大に支障を來たした。

それにも拘らず一八九一年より一九〇七年間には、エリトリヤ總督であつたフェルディナンド・マルテイーニの努力で平和的にエリトリヤ及びベナデイール地方等との經濟的文化的發展策が講ぜられ、マッサワ、アスマラ、チレン等を繋ぐ二百十五軒の鐵道敷設事業が完成し、加ふるに一九〇五年に至り、ヅアンヅイバルの各都市が從來からトルコ皇帝の支配下にあつたものをベナデイール沿岸諸港と共にイタリヤの支配下に置くこととなつた。

つまりイタリヤとしてはその獨立と統一の霸業成つてから約五十年後を控えて、愈々國際的地位の向上によつて、その植民地權益の擴張も自然圖らざるを得なかつた立場にあり、かつて、チュニスをフランスに割讓したことから、イタリヤとしてもトリポリに眼を向けることとなり、同地はもとトルコ領であつた關係からあらゆる文化的開發の點でも遅れてゐたが、イタリヤは機會あるごとに同地において權益獲得を唱へ

た。それに對する工作としては學校の建設、農商業の經營は無論のことと或ひは科學者を派遣して、専ら平和的な文化宣傳に努力し、イタリアの同地に於ける活躍は日を逐ふて目立つて來た。

これに對し、伊・土間の紛糾は避け得なくなつた結果、ことに一九〇八年のトルコ革命後は同國の國家主義青年黨が政權獲得に成功した以來は、ローマとコンスタンティノールとの間には激しく外交折衝が行はれ、兩國關係は益々逼迫するに到つた。

また、イタリア國內でもその青年國家主義黨員は強硬な外交政策を要求し、その機關紙「國民的理想」L' Idea Nazionale では、フランチェスコ・コッポラ、エンリコ・コルラデイニ、マウリツィオ・マラヴィツリヤ等が盛んにイタリアの宣傳文化の植民地注入に關し筆を採つた。

かくして、伊土戦役はイタリア軍とトルコ・アラビヤ聯合軍との間に開かれたが、海軍もバルカン沿岸に戦火を交へ、イタリア軍は到る處に戦勝を博し、戦局は自然イ

タリアの不本意にも拘らずバルカン半島に波及した。しかし、一九一二年十月、トルコ皇帝はトリポリ、チンナイカの兩地方に對してそのトルコの保護と防禦權の喪失を宣言し、十月十八日、ロザンナ媾和會議でこれ等の土地はイタリアの完全支配に歸した。

またこの伊土戦役で特筆すべきことは、イタリアがこの戦闘に當つて、凡ゆる人智の限りを盡したことであつて、飛行機、飛行船、無線電信、自動車、鐵道等の運輸機關は勿論、文化宣傳工作も怠らなかつたが、この科學と宣傳戰による効果は當時歐羅巴でも豫想外であつた、と云はれる。

なほ戦後はイタリアは同地の港灣構築、地方文化の開放、道路改善、慈善事業、給水路建設等に盡力したのであるが、特にイタリアにとつてはこの地方は古代ローマ人が遂げた偉大な文化の跡をば考古學的世襲財産として獲得した事になつたが、イタリア人にはこのリビヤに於いてこそ懐しい慈母に再會したやうな思慕を抱いた。

また、トリポリに就いては一九二一年七月總督となつたヴォルピ伯の功勞は顯著なものがあり、彼はさきにはイタリアの議會政治に禍されたにも拘らず、あらゆる反対や障害を斥けて植民地統治に精魂を傾けたのであるが、イタリア政府は流石に彼の功績を認めて、彼のミズルタ上陸に因んでミズルタ公の稱號を送つてゐるが、確に彼の勞苦が報ひられて、後年トリポリは地中海に面したアフリカ唯一の優雅な文化都市となつたのも理なきに非らずとされてゐる。

ムツソリーニもヴォルピの著書「トリポリの更生」の序文に彼が同地で奮闘した四年間の努力の實を賞し、文化、經濟、軍事の各方面に亘る彼の功績を謳へ、これに絶大な讚辭を送つてゐる。

かやうにして、ヴェルサイユ媾和後、イタリアの植民地には局部的にあるひは變更はあつたが、大略右のやうな経緯によつて、イタリアは古代ローマ再建の理想に基いてアフリカへの足場は築かれたのであるが、さらに、エチプトとイタリアとの關係に

就いては、偶々、一九二五年、ムツソリーニがリビヤを飛行機によつて視察中、エチプトの反英運動を鼓吹したやうな所信を披瀝したといはれるが、この頃より既にイタリアとイギリスとはエチプトを繞つて不穩な空氣を生じたかの如くで、これ以來エチプトの宮廷では俄然、親伊派が擡頭したのであつた。

今次大戦ではかくして、地中海を中心として獨伊と反樞軸側との複雑な宣傳、思想戦が軍略戦に並行して熾烈化して行くが、イタリアはこの地一帯に對して施す言葉による宣傳としては、主としてステファニ通信社をしてこれに當らしめ、特にエタイオピア併合以前の反英宣傳には、アラビヤ語とイタリア語及びフランス語を用ゐてゐたが、最近はまたアラビヤ語とイタリア語を使用してゐる。たゞし、一九三八年四月、英伊協定後は表面は反英宣傳は中止したやうであつたが、現在では以前にも増した反英宣傳は後に述べるアラビヤ政策と共に重要な問題となつてゐる。

なほ以上の植民地に在住するイタリア人に對しては、さきに述べたファシスタ植民